資料　４

柏崎市男女共同参画基本計画推進状況・評価報告書

（令和５（２０２３）年度実績・令和６（２０２４）年度事業計画）

目　　次

計画の体系　……　1

計画体系毎の評価結果集計　……　2

計画指標に関する実績値　……　3

基本目標Ⅰ　男女共同参画の推進に向けた社会づくり　……　4

基本目標Ⅱ　女性が活躍できる基盤づくり　……　9

【柏崎市女性活躍推進計画】

基本目標Ⅲ　男女の心とからだを守る環境づくり　……　１５

計画の体系

目指す姿	基本目標	重点目標	施策の方向	
男女の人権が尊重され、あらゆる分野に参画できる調和のとれた社会	Ⅰ　男女共同参画の推進に向けた社会づくり	1　男女共同参画への理解の促進	1	男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進
			2	男女平等の視点に立った教育の推進
		2　政策・方針、意思決定過程への女性の参画拡大	3	審議会等への女性の参画推進
			4	管理職等への女性の積極的登用に向けた意識啓発の推進
		3　地域における男女共同参画の推進	5	地域活動における男女共同参画の推進
			6	防災分野における男女共同参画の推進
	Ⅱ　女性が活躍できる基盤づくり 【柏崎市女性活躍推進計画】	4　働く場での男女平等の推進	7	雇用や就労環境における男女平等の推進
			8	職場におけるハラスメント防止に向けた取組の推進
			9	就職・再就職の支援
		5　男性中心型の働き方の見直しと仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	10	男性の育児・介護休業の取得の促進
			11	仕事と生活の両立ができる職場環境の構築
			12	家庭生活における男女共同参画の意識づくり
			13	子育て・介護支援体制の整備・充実
	Ⅲ　男女の心とからだを守る環境づくり	6　配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護及び自立支援 【柏崎市DV防止基本計画】	14	DVを許さない社会づくりの推進
			15	安心して相談できる体制の整備
			16	安全な保護体制の整備と自立支援の充実
		7　男女の性の尊重と健康支援	17	生涯を通じた男女の性への理解の推進
			18	ライフステージに応じた健康づくりの支援
		8　困難を抱える人が安心して暮らせる環境整備	19	生活上の困難を抱える人への自立支援
			20	障がいのある人や高齢期を生きる男女が安心して暮らすための支援

計画体系毎の評価結果集計

※（ ）内はR4（2022）年度実績

基本目標	A	B	C以下
Ⅰ　男女共同参画の推進に向けた社会づくり	0 (0)	19 (19)	0 (0)
Ⅱ　女性が活躍できる基盤づくり 【柏崎市女性活躍推進計画】	3 (2)	19 (20)	0 (0)
Ⅲ　男女の心とからだを守る環境づくり	2 (2)	19 (19)	0 (0)
	5 (4)	57 (58)	0 (0)

	重点目標	事業所管課の評価 A	事業所管課の評価 B	事業所管課の評価 C以下	庁内推進会議評価
1	男女共同参画への理解の促進	0 (0)	9 (9)	0 (0)	B
2	政策・方針、意思決定過程への女性の参画拡大	0 (0)	4 (4)	0 (0)	B
3	地域における男女共同参画の推進	0 (0)	6 (6)	0 (0)	B
4	働く場での男女平等の推進	0 (1)	9 (8)	0 (0)	B
5	男性中心型の働き方の見直しと仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	3 (1)	10 (12)	0 (0)	B
6	配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護及び自立支援【柏崎市DV防止基本計画】	0 (0)	8 (8)	0 (0)	B
7	男女の性の尊重と健康支援	0 (0)	8 (8)	0 (0)	B
8	困難を抱える人が安心して暮らせる環境整備	2 (2)	3 (3)	0 (0)	B
		5 (4)	57 (58)	0 (0)	

	施策の方向
1	男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進
2	男女平等の視点に立った教育の推進
3	審議会等への女性の参画推進
4	管理職等への女性の積極的登用に向けた意識啓発の推進
5	地域活動における男女共同参画の推進
6	防災分野における男女共同参画の推進
7	雇用や就労環境における男女平等の推進
8	職場におけるハラスメント防止に向けた取組の推進
9	就職・再就職の支援
10	男性の育児・介護休業の取得の促進
11	仕事と生活の両立ができる職場環境の構築
12	家庭生活における男女共同参画の意識づくり
13	子育て・介護支援体制の整備・充実
14	DVを許さない社会づくりの推進
15	安心して相談できる体制の整備
16	安全な保護体制の整備と自立支援の充実
17	生涯を通じた男女の性への理解の推進
18	ライフステージに応じた健康づくりの支援
19	生活上の困難を抱える人への自立支援
20	障がいのある人や高齢期を生きる男女が安心して暮らすための支援

＜評価基準＞
Ａ：大いに効果・成果があった（事業計画以上の取組を行った又は前年より事業を拡充して実施した）
Ｂ：効果・成果があった（事業計画に沿って実施した）
Ｃ：効果・成果が薄かった（事業計画の一部が実施できなかった）
Ｄ：効果・成果がなかった（実施しなかった）

柏崎市男女共同参画基本計画の計画指標に関する実績値

No.	項　目	H26 (2014) 年度 実績値※	H28 (2016) 年度 実績値	H30 (2018) 年度 実績値	R1 (2019) 年度 実績値※	R2 (2020) 年度 実績値	R3 (2021) 年度 実績値	R4 (2022) 年度 実績値	R5 (2023) 年度 実績値	R7 (2025)年度 目標値
1	社会全体として男女が平等であると思う人の割合	17.1%	—	—	17.7%	—	—	—	—	30%
2	性別による固定的な役割分担の考え方にとらわれない人の割合	59.8%	—	—	73.5%	—	—	—	—	80%
3	学校教育の現場において男女が平等であると思う人の割合	62.0%	—	—	57.7%	—	—	—	—	70%
4	市の審議会等の女性登用率	28.8%	34.4%	32.3%	32.5%	34.4%	38.3%	36.5%	36.0%	40%
5	コミュニティ推進協議会における女性委員の割合	26.8%	23.0%	24.4%	24.5%	24.4%	24.4%	25.4%	25.1%	30%
6	職場における男女が平等であると思う人の割合	22.3%	—	—	30.3%	—	—	—	—	40%
7	ハッピー・パートナー企業への登録数	27社	35社	44社	50社	52社	55社	57社	64社	80社
8	「ワーク・ライフ・バランス」について内容を知っている人の割合	12.0%	—	—	18.2%	—	—	—	—	30%
9	男性の育児休業取得割合	0.4%	—	—	7.9%	—	—	—	—	13%
10	精神的ＤＶを知っている人の割合	43.6%	—	—	53.1%	—	—	—	—	70%
11	DV相談窓口を知っている人の割合	59.3%	—	—	72.2%	—	—	—	—	85%
12	子宮頸がん検診受診率の割合	27.6%	20.1%	24.1%	24.5%	22.9%	21.9%	25.1%	25.2%	29%
13	乳がん検診受診率の割合	30.9%	24.6%	28.7%	29.5%	28.1%	27.6%	31.4%	31.6%	32%
14	障がい者の就労支援施設を退所して一般就労した人	9人	6人	6人	8人	7人	5人	8人	10人	13人 (R5(2023)年度)

※H26年度、R1年度数値のみ掲載の項目は、市民意識調査及び事業所調査の結果数値

□の項目は、総合計画の指標に位置付けられている項目

基本目標Ⅰ　男女共同参画の推進に向けた社会づくり
重点目標1　男女共同参画への理解の促進

	項　　目	H26(2014)年度実績値	R1(2019)年度実績値	R7(2025)年度目標値	根拠等
指標	社会全体として男女が平等であると思う人の割合	17.1%	17.7%	30.0%	市民意識調査
	性別による固定的な役割分担の考え方にとらわれない人の割合	59.8%	73.5%	80.0%	
	学校教育の現場において男女が平等であると思う人の割合	62.0%	57.7%	70.0%	

男女共同参画プラン庁内推進会議による評価：B

・男女平等意識の醸成に向けた取組は、家庭や地域、さらに学校教育の場において、また、あらゆる世代に対しても、継続的に進めていく必要がある。中でも、固定的な性別役割分担意識の解消が必要であることから、市民団体と協働して事業展開しているが、参加者を増やすだけでなく、企画運営の段階でより多くの人材が関わるような取組が求められる。今後も、より多くの人から興味を持ってもらえるような事業内容の構築及び効果的な周知が必要である。

・学校現場では、児童生徒への男女平等教育を始め、教職員研修の実施、保護者への情報提供や啓発等、計画的かつ継続的に実施していることが分かる。また、性別によって決めつけることなく、共に活躍できる活動の場を設定していることから、男女平等の意識は浸透してきていると考えられる。

・メディア・リテラシーの育成については、メディアの発信する情報の中には、固定的な性別役割分担意識に偏った表現が混在している場合があることから、基本的なメディア・リテラシーの育成にとどまらず、男女共同参画の視点を持った情報提供や学習機会の提供が求められる。

基本目標Ⅰ　男女共同参画の推進に向けた社会づくり

重点目標1　男女共同参画への理解の促進

男女共同参画基本計画の内容			令和5(2023)年度事業計画	令和5(2023)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和6(2024)年度事業計画	実施区分	所管課
No.	施策の方向	主な事業・概要							
1	(1) 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進	1 広報・啓発活動の実施 （事業概要） ・広報紙やホームページ等の活用による意識啓発のための情報を提供します。 ・市民向けの講座や講演会を開催します。 ・固定的役割分担・慣習の解消や男女平等の考え方を、関係機関、団体等と連携・協力して啓発します。 ・情報発信する際の男女共同参画の視点に立った表現を周知・徹底します。	・男女共同参画週間にパネル展を実施する。高柳町事務所、西山町事務所で懸垂幕やポスターを掲示する。 ・男女共同参画啓発広報紙「あいむ柏崎」を発行する（発行：かしわざき男女共同参画推進市民会議（事務局：人権啓発・男女共同参画室））。 ・かしわざき男女共同参画推進市民会議と協働で男女共同参画に関する講演会を開催する。 ・ワーク・ライフ・バランスに関連したセミナーを事業所や市民向けに開催する。 ・各種事業を活用し、性別による固定的な役割分担、慣習の解消と男性のための男女共同参画を市民団体等と連携して啓発する。	・男女共同参画週間（6/23～29）に、本庁舎ではロビーにおいて、ポスター・パンフレットを活用した展示を行い、地域事務所では庁舎外壁に懸垂幕の掲示による啓発を行った。 ・啓発用広報紙「あいむ柏崎」を10月、3月の年2回発行し、市内全戸回覧、事業所への配布、公共施設への配置等により広く周知した。 ・市民向け講演会の開催 「我が社の働き方改革～残業ゼロ・男性育休取得率100%へのチャレンジ～」 講師：株式会社サカタ製作所代表取締役社長　坂田　匠 氏　参加者：43人 ・W・L・B関連セミナーの実施 「ワーク・ライフ・バランスについて考えよう」 参加者：柏崎市社会福祉協議会職員ほか　40人 ・かしわざき男女共同参画推進市民会議と作成した「家事シェアリーフレット」を事業所訪問の際に配布するなど、性別による固定的な役割分担意識解消の啓発に努めた。	【効果・成果】 広報紙やリーフレットの活用、講演会やセミナーの開催などによる意識啓発の機会を持つことにより、少しずつだが男女共同参画への理解促進につながっていることが、各事業のアンケート結果などからうかがわれる。 【課題】 男性の育児休業取得の促進と合わせ、育児休業を取得しただけにならないよう、意識向上に向けた啓発の取組が必要である。	B	・男女共同参画週間にパネル展を実施する。高柳町事務所、西山町事務所で懸垂幕やポスターを掲示する。 ・男女共同参画啓発広報紙「あいむ柏崎」を年2回発行する（発行：かしわざき男女共同参画推進市民会議（事務局：人権啓発・男女共同参画室））。 ・かしわざき男女共同参画推進市民会議と協働で男女共同参画に関する講演会を開催する。 ・ワーク・ライフ・バランスに関連したセミナーを事業所や市民向けに開催する。 ・各種事業を活用し、性別による固定的な役割分担意識の解消と男性のための男女共同参画を市民団体等と連携して啓発する。 ・男性の育児・家事参画を促す意識啓発に取り組む。	継続	人権啓発・男女共同参画室
2		2 市民団体等の育成と活動支援 （事業概要） ・男女共同参画を推進する市民団体等の育成と活動を支援します。 ・市民団体の連携と交流を推進します。	・男女共同参画を推進するかしわざき男女共同参画推進市民会議の運営に事務局として参画し、団体の育成及び活動を支援する。 ・かしわざき男女共同参画推進市民会議と協働し、家庭における男女共同参画意識の向上に資する各種事業を開催する。	・月1回開催するかしわざき男女共同参画推進市民会議企画運営委員会に参画し、意識共有を図りながら活動の支援を行った。 ・各種事業の協働開催 ①7月30日「親子わんだーランド生き・活き・子育て！」（子育て情報コーナーを設け、参加者の子育てに関する悩みを聞く機会とした。）参加者：250人 ②10月7日「ままだって～お母さんとチャレンジDIY」（ベンチ製作）参加者：母子8組16人 ③12月3日「ぱぱだって～お父さんと作ろうクリスマスケーキ」 参加者：父子11組22人 ④3月5日「ぱぱだって～お父さんと作ろうハンバーグ」 参加者：父子12組24人	【効果・成果】 市民団体の熱心な活動により、市民に向けた男女共同参画の理解促進につながる取組が継続的に進められている。 【課題】 更なる理解促進のためには、企画運営側により多くの人材から関わっていただき、育成していくことが必要である。	B	・男女共同参画を推進するかしわざき男女共同参画推進市民会議の運営に事務局として参画し、団体の育成及び活動を支援する。 ・かしわざき男女共同参画推進市民会議と協働し、家庭における男女共同参画意識向上に資する各種事業を開催する。	継続	人権啓発・男女共同参画室
3		3 男女共同参画社会形成のための学習機会、学習情報の提供 （事業概要） ・女性も男性も個性と能力を発揮し、多様な生き方を選択し、社会のあらゆる分野に参画するための学習機会を提供します。	幅広い世代が参加できるような講座を企画し、提供する。また、コミュニティセンター、町内会や各小中学校、保育園、老人クラブに周知するとともに、市のホームページに掲載し、幅広い団体から活用をしてもらうよう周知する。	各講座の受講者数 ・市民大学 男性141人、女性201人 ・公民館講座ｼﾆｱｺｰｽ 男性97人、女性358人 ・公民館講座ｴｲｼﾞﾚｽｺｰｽ 男性32人、女性363人 ・公民館講座子ども向けｺｰｽ 男性90人、女性91人 ・ふれあい講座 男性404人、女性511人 計　男性764人、女性1,524人 （男性33.4%、女性66.6%） 周知方法は、広報かしわざきを始め、コミュニティセンターなどを通じて幅広く周知をしている。	【効果・成果】 子どもから高齢者まで、幅広い年齢層に学習の機会を提供することができた。 【課題】 男性の参加が少ないため、講座内容の工夫が必要である。	B	性別に関わらず幅広い世代が参加できるような講座を企画し、提供する。また、コミュニティセンター、町内会や各小・中学校、保育園、老人クラブに周知するとともに、市のホームページに掲載し、幅広い団体から活用をしてもらうよう周知する。	継続	文化・生涯学習課

基本目標Ⅰ　男女共同参画の推進に向けた社会づくり

重点目標1　男女共同参画への理解の促進

男女共同参画基本計画の内容			令和5(2023)年度事業計画	令和5(2023)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和6(2024)年度事業計画	実施区分	所管課
No.	施策の方向	主な事業・概要							
4	(2) 男女平等の視点に立った教育の推進	4 児童生徒への男女平等教育の推進 （事業概要） ・男女平等意識を育む教育を推進します。	・人権課題としての女性問題を扱いながら、道徳、家庭科、社会科、キャリア教育等の授業や行事、児童会・生徒会活動等を通して、全小・中学校で継続して、男女平等意識を育む教育を実践する。	全ての学校で人権教育強調期間を設け、一人一人の個性や多様性を認め合える人権尊重の精神の涵養に努めた。また道徳に限らず、家庭科、社会科などの授業や行事、児童会・生徒会活動等を通して、男女平等意識の醸成を図った。	【効果・成果】 授業や学校行事等において、男女の区別なく役割を決めて活動を行うなど、共に活躍できる場を設定しているため、学校における男女平等の意識は浸透している。 【課題】 自己のキャリア形成を核に、引き続き、男女平等意識を育んでいく必要がある。	B	女性に関する人権課題を扱いながら、道徳、家庭科、社会科、キャリア教育等の授業や行事、児童会・生徒会活動等を通して、全小・中学校で継続して、男女平等意識を育む教育を実践する。	継続	学校教育課
5		5 教職員研修の実施 （事業概要） ・男女共同参画の視点を養うための小・中学校教職員研修を実施します。	・男女共同参画の視点を養うことを始め、あらゆる差別の解消に向けて小・中学校教職員研修を実施する。	年度始めの5月に転入及び新採用教職員を対象とした人権教育、同和教育研修会を実施し、あらゆる差別の解消に向けた啓発を行った。	【効果・成果】 研修会を継続して実施してきたことで、教職員の男女共同参画の意識が浸透してきている。 【課題】 各校での校内研修を充実させるため、提供資料を更新していく必要がある。	B	男女共同参画の視点を養うことを始めとし、あらゆる差別の解消に向けて小・中学校教職員研修を実施する。	継続	教育センター
6		6 保護者への情報提供と啓発 （事業概要） ・保護者に対して人権や男女平等教育に関する情報を提供します。 ・保護者に対して進路選択情報等を提供します。	・学校だよりや学年だよりを活用し、保護者に対し人権や男女平等教育、キャリア教育に関する情報を提供する。また、授業を公開し、人権啓発を行う。 ・保護者に対する進路選択情報を提供する。	・学校だよりや学年だよりを活用し、保護者に対し人権・男女平等教育、キャリア教育に関する情報を提供した。人権教育強調週間において、人権啓発に関する授業を行った。 ・保護者に対する進路選択情報を提供した。	【効果・成果】 人権啓発の授業や取組が定着しているため、学校だよりや学年だよりを活用して男女平等教育の情報提供もすることができた。 【課題】 家庭への人権啓発には、各種のたよりに限らず、公開授業の活用が効果的である。	B	・学校だよりや学年だよりを活用し、保護者に対し人権や男女平等教育に関する情報を提供する。また、授業を公開し、人権啓発を行う。 ・保護者に対してキャリア教育や進路選択の情報を提供する。	継続	学校教育課
7			保育園の園長会議等において、人権の尊重や男女平等等に関する情報提供を行い、園職員の継続的な意識醸成を図る。また、園職員を介して保護者への継続的な情報提供を行う。	・新潟県人権保育研究集会に参加し、その内容を保育園の園長会議において情報共有することで、人権保育を始め、人権尊重等の意識醸成を図った。 ・各園において、ジェンダーをテーマにした集会など、人権等に配慮した行事を実施した。	【効果・成果】 園長会議で研修内容を共有することで、人権保育などについての理解を更に深めるとともに、保育における配慮や子どもへの啓発行事に生かすことができた。 【課題】 人権問題等に対する職員自身の認識を深めるだけでなく、子どもや保護者からも正しい理解を持ってもらう機会を設けていく必要がある。	B	・職員全体会等で人権問題や男女平等等に関する研修や情報提供を継続的に行い、各職員の意識醸成を図る。 ・行事を始めとした園活動を通じて子どもや保護者に対する啓発を実施する。	継続	保育課
8		7 メディア・リテラシー（情報活用能力）の育成 （事業概要） ・男女共同参画の視点から主体的に情報を読み解き、活用する能力を養うための情報と学習機会を提供します。	・児童生徒及び保護者を対象としたメディア・リテラシー育成のための講演会や学習会を継続して実施する。 ・児童生徒だけでなく、保護者の意識の高揚を図る積極的な取組が今後も必要である。中学校区での積極的な取組が、他の中学校区でも広がるよう、保護者参加型の学習会を継続して実施する。	・小学校11校、中学校1校で、就学時健康診断時や入学説明会等の機会を捉え、保護者参加型の学習会を実施した。 ・小学校7校、中学校3校で児童生徒を対象とした学習会を実施した。 ・中学校区で児童・生徒と保護者が一緒にメディア・リテラシーに関する取組を実施する動きがみられた。	【効果・成果】 中学校区でPTAと連携し、保護者とともにメディア・リテラシーについて学ぶ機会が継続して行われる等、意識の高揚が図られた。 【課題】 状況の変化に対応しながら、メディアの利便性について学ぶ必要がある。情報拡散等の危険性についても最新の情報を得ながら、正しいメディア利活用を学ぶ機会を継続して作る必要がある。	B	・児童生徒及び保護者を対象としたメディア・リテラシー育成のための講演会や学習会を継続して実施する。 ・児童生徒だけでなく、保護者の意識の高揚を図る積極的な取組が今後も必要である。中学校区での積極的な取組が、他の中学校区でも広がるよう、保護者参加型の学習会を継続して実施する。	継続	学校教育課
9			・情報活用能力の育成の原点に立ち返り、情報機器の操作に関する学習機会を提供する。 ・ジェンダー平等の視点を含んだメディア・リテラシーを養うための情報を提供する。	市民大学講座では、新潟産業大学から講師を招き、「初心者のためのWord講座」（全7回）を開講した。 受講者数　11人（男性3人、女性8人）	【効果・成果】 講師のほかに助手を数名配置することで、初心者のつまずきや疑問にきめ細やかに対応することができた。 【課題】 メディア・リテラシーを養うための講座企画、講師選定について、継続して検討していく必要がある。	B	開催している講座等を活用し、ジェンダー平等の視点を含んだメディア・リテラシーを養うための情報提供の機会を創出する。	継続	文化・生涯学習課

基本目標Ⅰ　男女共同参画の推進に向けた社会づくり
重点目標2　政策・方針、意思決定過程への女性の参画拡大

	項　　目	R1(2019)年度実績値	R4(2022)年度実績値	R5(2023)年度実績値	R7(2025)年度目標値
指標	市の審議会等の女性登用率	32.5%	36.5%	36.0%	40.0%

根拠等：人事課調べ

男女共同参画プラン庁内推進会議による評価　：　B

・男女共同参画社会の実現に向け、女性の意見を市の政策形成の場へ反映させるためには、女性の登用促進が必要である。審議会等の女性委員の割合は、昨年度から0．5ポイント減という結果であったが、役職にとらわれず実務に精通した委員を登用する等、選任基準の見直しを検討することに努めている。

・市職員は、特定事業主行動計画の目標値である「管理的地位にある職員に占める女性割合」及び「課長代理・係長に占める女性割合」の両方が増加し、それぞれ目標値に向かって順調に推移している。登用後の女性が十分に力を発揮できるよう、引き続き環境整備に努めるとともに、性別にとらわれない能力開発を推進し、次の世代の人材育成について計画的に取り組んでいる。

・市内事業所の女性従業員を対象に開催したセミナーでは、本市の現状を共有することや、働きやすい魅力ある職場づくりの必要性について考える機会となった。今後も、女性が活躍できる働きやすい職場づくりに向け、事業主を含む管理職の意識改革を進める必要がある。

基本目標Ⅰ　男女共同参画の推進に向けた社会づくり

重点目標2　政策・方針、意思決定過程への女性の参画拡大

男女共同参画基本計画の内容			令和5(2023)年度事業計画	令和5(2023)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和6(2024)年度事業計画	実施区分	所管課
No.	施策の方向	主な事業・概要							
10	⑶ 審議会等への女性の参画推進	8 市の各種審議会等への女性の登用の推進 （事業概要） ・市の各種審議会等への女性の積極的な登用を図ります。 ・女性人材登録制度への登録促進と制度の活用による参画を拡大します。	女性の登用率向上を図るため、附属機関の次期委員の選任の際に配慮するよう働きかけを継続して行う。	・附属機関の実態調査に合わせ、女性登用方針を担当課へ周知した。 ・女性の登用率向上を図るため、附属機関の次期委員の選任の際に配慮するよう働き掛けを行った。 ・公募委員等の選考時に、女性委員の登用を積極的に進めた。 ・行政機関から委員を選任する際には、役職にとらわれず、実務に精通した職員を登用する等、選任基準の見直しを検討するよう各課に依頼した。 ・女性登用率は36.0%（前年度比0.5ポイント減）となった。	【効果・成果】 各々取組を継続的に推進したものの、女性登用率が前年度から減少した。その要因は、廃止となった機関において、女性委員の割合が高かったことによる。 【課題】 公募以外の委員において、推薦団体自体の女性割合が低く、全ての附属機関で統一的に女性割合の引き上げが難しい。役職指定等、選任の基準の見直しを継続して依頼する必要がある。	B	附属機関等の設置状況等の調査を実施し、女性委員の割合を確認、結果を庁議で報告する。また、委員の選任に当たっては、選任基準の見直しを含め、引き続き女性委員を積極的に登用するよう周知する。	継続	人事課
11			・女性人材登録制度を広め、登録人数を増やすとともに、女性の登録率向上を図るための働きかけを継続して行う。 ・ホームページ等で女性活躍に関する啓発を行う。	・附属機関等の女性登用推進に向けた取組の庁内周知に合わせ、女性人材登録事業への協力を仰いだ。 ・市のホームページに女性人材登録募集記事を掲載し、継続的に啓発を行った。	【効果・成果】 政策・方針決定の場に女性の意見が必要であることを、継続的に意識付ける機会となっている。 【課題】 新規人材の登録及び登録者の活用を進める必要がある。	B	・女性人材登録制度を広め、登録人数を増やすとともに、現在登録されている人材の積極的な活用を検討する。 ・ホームページ等で女性活躍に関する啓発を行う。	継続	人権啓発・男女共同参画室
12	⑷ 管理職等への女性の積極的登用に向けた意識啓発の推進	9 市の女性職員の管理・監督職への積極的登用 （事業概要） ・管理・監督職としての能力開発に向けた育成体制を充実します。	特定事業主行動計画に基づき、引き続き女性のキャリア形成を支援する取組や男性の育児参加の促進を進める。	・女性管理監督者職員数（R6年4月1日現在） 　部長級　0人 　課長級　5人 　課長代理級　16人 　係長級（保育園長を除く。）　24人 【特定事業主行動計画における目標値と実績値】 ・管理的地位にある職員に占める女性割合 　R6目標：10%　R5.4）9.4%➡R6.4）9.6% ・課長代理・係長に占める女性割合 　R6目標：30%　R5.4）28.4%➡R6.4）30.6% ・特定事業主行動計画に基づき、育児に関する休暇を申請した職員に対し関連する制度の情報提供を行い、ワーク・ライフ・バランスを支援した。	【効果・成果】 ・対象者への育児に関する制度の周知や研修の実施により、女性活躍及び男性の育児参加に対する意識が高まり、男性職員の育児休業取得につながった。（令和5(2023）年度男性職員の育休取得率57%） ・仕事と育児を両立している先輩職員の体験談を聞くことにより、今後のキャリアビジョンの形成や不安軽減につながった。 【課題】 ・女性職員の活躍を推進するためには、男性職員も含めた働き方の見直し（長時間労働の是正）を進めると同時に、管理監督職を始めとする周囲の協力が不可欠である。組織全体の意識変革が定着し、継続的な成果となるには、引き続き研修やインフォメーションなど、地道な取組を続ける必要がある。 ・男女問わず、管理・監督職としての能力開発に向け、早期から取り組む必要がある。	B	特定事業主行動計画に基づき、引き続き女性のキャリア形成を支援する取組や男性の育児参加の促進を進める。	継続	人事課
13		10 女性活躍推進に向けた研修会・セミナーの実施 （事業概要） ・女性従業員、管理職等を対象としたキャリア形成を支援します。	職場における女性活躍を推進するため、女性従業員や管理職等を対象にセミナー等を開催する。	「働きやすい職場づくりセミナー」の開催 講師：社会保険労務士　島袋　美保子 氏 参加者：市内事業所女性従業員13人	【効果・成果】 本市の課題である若い女性の転出超過の現状を示すことで、若者や女性に選ばれる魅力ある職場づくりの必要性を感じてもらうことができた。 【課題】 女性活躍を進めるためには事業主を含む管理職の意識改革も同時に進める必要がある。	B	職場における女性活躍を推進するため、女性従業員や管理職等を対象にセミナー等を開催する。	継続	商業観光課 人権啓発・男女共同参画室

基本目標Ⅰ　男女共同参画の推進に向けた社会づくり
重点目標3　地域における男女共同参画の推進

指標	項　　目	R1(2019)年度実績値	R4(2022)年度実績値	R5(2023)年度実績値	7(2025)年度目標値
	コミュニティ推進協議会における女性委員の割合※	24.5%	25.4%	25.1%	30.0%

※市内のコミュニティ推進協議会の運営（部会・委員会を含む）に携わる委員　根拠等：市民活動支援課調べ

男女共同参画プラン庁内推進会議による評価 ： B

・コミュニティ推進協議会における女性役員の割合は、昨年度実績から0．3ポイント減少したが、協議会の中には女性役員の割合が30%を超えている会が7協議会あり、女性役員を確保するための工夫点などの情報共有を行うことにより、今後の更なる増加が期待できる。また、地域における男女共同参画を推進するためには、家庭生活において長い時間をかけて形成された性別に基づく固定的な性別役割分担意識の解消について学ぶ機会を継続的に提供することが重要である。

・避難所運営を始めとした防災分野においても男女共同参画の視点が必要であることから、福祉保健部の専門職員と連携し、男女共同参画の視点に配慮した備蓄品の調達に取り組んでいる。また、避難所に配置される市職員の男女比については、女性の割合が41％であり、現場対応に求められる多様な視点の必要性に応えるものと考える。

・防災会議の女性委員の割合は20%であり、県内の市町村防災会議委員の割合6．6%を大きく上回っている。また、防災士においても女性防災士の割合は年々増加しており、地域防災における男女共同参画の推進に寄与するものである。

基本目標Ⅰ　男女共同参画の推進に向けた社会づくり

重点目標3　地域における男女共同参画の推進

男女共同参画基本計画の内容			令和5(2023)年度事業計画	令和5(2023)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和6(2024)年度事業計画	実施区分	所管課
No.	施策の方向	主な事業・概要							
14	⑸ 地域活動における男女共同参画の推進	11 町内会・コミュニティ・NPO活動等における男女共同参画の推進 （事業概要） ・町内会・コミュニティ・NPO活動等への女性参画の促進を図ります。	・コミュニティ職員の研修会等を通じて、継続して地域活動における女性参画の重要性について周知を行う。 ・各コミュニティ協議会で開催するサークルや講座について、女性の参加者を促すための工夫を継続して行う。 ・市民活動センターを拠点に、男女を問わず公益活動を行う人材・団体・起業等を支援するとともに、市民活動に対する興味関心を広めるための事業を充実させる。	・各コミュニティ協議会において、女性をターゲットとしたポーセラーツやヨガ講座充実を図るほか、未就園児のお子さんを持つ母親を対象にコミュニティ施設を開放し、交流の場を提供した（4地区で開催し延べ91人参加）。 ・様々な講座やイベントを開催する「まちからウィークリー」を6月から毎月4回以上実施し、計41回、延べ267名（うち女性142名）が参加した。また、市内で活躍する団体の活動に触れてもらう「柏崎NIGHT2023」を開催し、13団体が出店、総勢174名の幅広い年代の方が来場した。	【効果・成果】 ・市内コミュニティ協議会の女性役員の割合で30%を超えている協議会は7協議会ある。今後も、女性が地域活動に参加しやすい環境づくりについて、情報共有を図っていきたい。 ・「まちからウィークリー」や「柏崎NIGHT」を通じ、市内で活躍する団体の活動紹介やPR等が図られ、新たな交流やつながりが広がった。また、まちからの取組やまちづくり活動の意識啓発を図ることができた。 【課題】 ・地域活動への女性参画に加え、少子高齢化による若年層への地域活動参画を引き続き啓発する必要がある。 ・まちからでのイベントは参加者が固定化している面もあるため、これまでとは違った層へのアプローチが必要である。	B	・コミュニティ職員の研修会等を通じて、継続して地域活動における女性参画の重要性について周知を行う。 ・各コミュニティ協議会で開催するサークルや講座について、女性の参加者を促すための工夫を継続して行う。 ・市民活動センターを拠点に、男女を問わず公益活動を行う人材・団体・企業等を支援するとともに、市民活動に対する興味関心を広めるための事業を充実させる。	継続	市民活動支援課
15	⑹ 防災分野における男女共同参画の推進	12 男女共同参画の視点に立った防災対策の展開 （事業概要） ・防災会議の女性委員の登用促進を図ります。 ・女性消防団員の確保や防災士の育成を図ります。 ・応急手当普及員による自主防災組織への指導を推進します。	・関係機関に働きかけ、防災会議の女性委員の登用率向上に努める。 ・避難所におけるプライバシー保護や男女共同参画の視点に配慮した取組と備えを充実させる。（段ボールパーティション、段ボールベッド、液体ミルク、食物アレルギーに対応した食料等の調達）	・防災会議の女性委員の割合は全体の20%（7人/35人）となった。 【参考】 新潟県市町村防災会議女性委員割合6.6%（R3（2021）.4.1現在） ・避難所におけるプライバシー保護や男女共同参画の視点に配慮した備えを充実させた。（段ボールパーティション、段ボールベット、液体ミルク、アレルギー対応食品の継続的購入） ・避難所配置の市職員について、女性の割合は全体の41%（51人/124人）となった。	【効果・成果】 要配慮者向けの災害時備蓄品の購入において、栄養士等の専門的な知見を活かした食料等の選定・調達に取り組むことができた。 【課題】 ・防災会議委員は充て職が多く、関係機関の組織体制に左右される。 ・避難所配置の市職員は、各所属課の男女比に左右される。	B	・関係機関に働きかけ、防災会議の女性委員の登用率向上に努める。 ・避難所におけるプライバシー保護や男女共同参画の視点に配慮した取組と備えを充実させる。（段ボールパーティション、段ボールベッド、液体ミルク、食物アレルギーに対応した食料等の調達）	継続	防災・原子力課
16			・新たな防災士の育成に引き続き取り組むとともに、資格取得後のフォローアップ研修などを通じて、防災対策の重要性を学習する機会を提供する。 ・防災士の活躍の場創出に向けた支援に取り組む。 ・女性防災士会の活動を引き続き支援する。	・防災士養成講座では、新たに45名（うち女性13名）が資格を取得した。 ・資格取得後のフォローアップ研修を6回開催。応急手当の指導では女性講師を登用し、女性視点も交えた研修を実施。延べ101名（うち女性20名）が参加した。 ・防災学習サポーター4名（うち女性1名）を育成した。 ・女性防災士会と連携し、防災出前講座6講座の実施と地域防災交流会の運営に取り組んだ。	【効果・成果】 ・防災意識の向上と、スキルアップを図ることができた。 ・防災士資格取得後の活躍の場につながった。 【課題】 講座受講者等の男女比は依然として男性の割合が高いことから、資格取得に向けた働きかけや、女性が興味を持つ講座の設定が必要である。	B	・新たな防災士の育成に引き続き取り組むとともに、資格取得後のフォローアップ研修などを通じて、防災対策の重要性を学習する機会を提供する。 ・防災士の活躍の場創出に向けた支援に取り組む。 ・女性防災士会の活動を引き続き支援する。	継続	市民活動支援課

基本目標Ⅰ　男女共同参画の推進に向けた社会づくり

重点目標3　地域における男女共同参画の推進

男女共同参画基本計画の内容			令和5(2023)年度事業計画	令和5(2023)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和6(2024)年度事業計画	実施区分	所管課
No.	施策の方向	主な事業・概要							
17	(6) 防災分野における男女共同参画の推進		・女性消防団員を含む「消防団PR動画」の投稿を継続する。 ・看護学生を含む新任団員に応急手当普及員の認定講習会を継続実施する。	・女性消防団員の活動時に写真等の記録を行い、投稿動画の素材を収集した。 ・新任の女性消防団員へ応急手当普及員講習を実施した。(8/29～8/31　応急手当普及員講習　29名受講) ・応急手当講習会で応急手当普及員として新任団員へ指導を実施した。 (2/25　新入団員研修(普通救命講習)で8名参加)	【効果・成果】 ・「消防団PR動画」を柏崎市公式YouTubeチャンネルに投稿したことで、幅広く市民に対して女性消防団員の必要性を発信することができた。 ・学生消防隊9名が卒業後も一般団員として継続入団し、そのうち7名が女性消防隊へ入隊した。 ・女性消防団員29名が応急手当普及員の認定を受けたことで活動の幅が広がり、新任消防団員研修へ7名が指導者として参加した。 【課題】 ・当課だけではなく、消防団も「消防団PR動画」を発信できるよう、工夫する必要がある。 ・応急手当普及員認定者がより多く活動できるよう、今後も継続して応急手当講習会に参加させ、普及活動に取り組む必要がある。	B	・女性消防団員を含む「消防団PR動画」の公開を継続するとともに、動画投稿用の新たな素材を収集する。また、市民に対し、「消防団PR動画」を活用し、女性消防団員の必要性を発信する。 ・応急手当普及員講習を継続実施する。また、応急手当普及員認定者がより多く活動できるよう、今後も継続して応急手当講習会に指導者として参加させる。	継続	消防総務課
18		13 住民主体の防災体制の支援 (事業概要) ・自主防災組織への女性の参画促進と女性リーダーの育成を図ります。 ・女性の視点をいかした要配慮者への避難支援等の各種訓練を実施します。	・新たな防災士の育成に引き続き取り組む。 ・多様な世代が地域防災で活躍できるよう、防災出前講座や地域防災交流会を通じて、防災・減災意識の啓発に向けた学習機会の創出に取り組む。	・防災士養成講座を開催し、新たに45名(うち女性13名)が資格を取得した。 ・防災出前講座を60回開催した(延べ参加者1,496名　うち女性参加者446名)。新潟県防災リーダーの資格を持つ女性を3回、講師として登用した。 ・地域防災交流会を開催した(参加者101名　うち女性参加者23名)。 ・防災士フォローアップ研修を6回開催した。応急手当の指導では女性講師を登用し、女性視点も交えた研修を実施した。	【効果・成果】 ・地域推薦による防災士の育成により、地域における防災意識の向上と防災活動の促進につながった。 ・防災出前講座や地域防災交流会を通じて、防災意識を持つ住民の育成につながった。 【課題】 防災関連事業は、若い世代や女性の参加割合が依然として低いことから、興味を持ちやすい講座の設定や参加しやすい環境づくりが必要である。	B	・新たな防災士の育成に引き続き取り組む。 ・多様な世代が地域防災で活躍できるよう、防災出前講座や地域防災交流会を通じて、防災・減災意識の啓発に向けた学習機会の創出に取り組む。	継続	市民活動支援課
19			要配慮者利用施設における訓練時において、女性の視点を生かした訓練内容となるよう協議を行う。	要配慮者利用施設である、高齢者施設の女性職員を交えて協議し、訓練を実施した。	【効果・成果】 当該施設訓練において、きめ細やかな配慮に結びついた。 【課題】 避難支援への女性の視点は、要配慮者のみならず、他の訓練へ視野を広げて適用される必要がある。	B	各種訓練に女性の参加を増やすことで、女性の視点がより取り入れられるようにする。	継続	防災・原子力課

基本目標Ⅱ　女性が活躍できる基盤づくり≪柏崎市女性活躍推進計画≫
重点目標４　働く場での男女平等の推進

	項目	H26(2014)年度実績値	R1（2019）年度実績値	R7(2025)年度目標値	根拠等
指標	職場における男女が平等であると思う人の割合	22.3%	30.3%	40.0%	市民意識調査

男女共同参画プラン庁内推進会議による評価 ： B

・雇用や就労環境における男女平等の推進のためには、事業所全体の意識変革を促し、男女が共に働きやすい職場環境の整備や、働きたい女性が働き続けられる環境の整備が必要である。そのため、事業所に対する各種セミナーや助成制度などの活用促進に努めており、職場における男女平等意識の向上に寄与しているものと考える。引き続き、企業の実情を把握し、効果的な支援や情報提供を行うことが求められる。

・農業分野においては、市独自の補助制度を活用し、女性の参画を促すような就労環境整備に取り組む法人を支援していることを評価する。今後は、活躍している女性の存在をPRするなど、一層の女性参画に資する取組が進むことを期待する。

基本目標Ⅱ　女性が活躍できる基盤づくり　≪柏崎市女性活躍推進計画≫

重点目標４　働く場での男女平等の推進

男女共同参画基本計画の内容			令和5(2023)年度事業計画	令和5(2023)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和6(2024)年度事業計画	実施区分	所管課
No.	施策の方向	主な事業・概要							
20	(7) 雇用や就労環境における男女平等の推進	14 事業主の理解と職場環境整備の促進 （事業概要） ・経営者、管理職を対象としたセミナー等を開催します。 ・職場環境の改善に取り組む事業者へ、支援制度を周知します。	女性が活躍しやすい職場環境の整備等を推進するため、改正した中小企業等女性活躍推進事業助成金の活用につながるよう、制度について、企業訪問やチラシ・ホームページ等で周知する。	・女性が活躍しやすい職場環境改善に取り組む中小企業等を支援する助成金の制度について、チラシ・ホームページ等で周知するとともに、企業訪問や企業向け説明会等において周知を図った。 ・中小企業等女性活躍推進事業助成金の交付件数：2件	【効果・成果】 女性専用トイレの設置、子の看護休暇及び育児短時間勤務に係る就業規則改正等を支援することにより、女性が活躍できる職場環境整備の促進が図られた。 【課題】 企業等の実情に応じた支援等を行うことにより、女性が能力を発揮し活躍できる職場環境の整備を加速させる必要がある。	B	・女性が活躍しやすい職場環境の整備等を推進するため、中小企業等女性活躍推進事業助成金の制度について、チラシ・ホームページ等で周知する。 ・女性活躍推進アドバイザーを企業等に派遣し、女性活躍の推進に向けた取組を支援する。	拡充	商業観光課
21			・労働者のワーク・ライフ・バランスを推進するために、事業所向けのセミナーを開催する。 ・市ホームページ等を活用した啓発活動を実施する。	・事業所向けセミナーの開催 「ワーク・ライフ・バランスについて考えよう」 参加者：柏崎地区福祉施設協議会40人 「働きやすい職場づくりセミナー」 参加者：市内女性従業員13人 ・ハッピー・パートナー企業の取組を市のホームページや広報紙を通じて発信した。	【効果・成果】 セミナーの開催により、働きやすい環境を整え、職員のワーク・ライフ・バランスを理解することが事業所にとっても有用であることを理解してもらうことにつながった。 【課題】 職場における男女平等の推進が企業の女性の活躍につながることについて、企業側から理解してもらうための継続的な取組が必要である。	B	・労働者のワーク・ライフ・バランスを推進するために、事業所向けのセミナーを開催する。 ・市ホームページ等を活用した啓発活動を実施する。 ・女性活躍推進アドバイザーを企業等に派遣し、女性活躍の推進に向けた取組を支援する。	拡充	人権啓発・男女共同参画室
22		15 経営能力の育成と創業への支援 （事業概要） ・商工会議所や商工会等の関係機関との連携による創業や経営に関する相談会を実施します。 ・新規就農者や農業分野での法人化、6次産業化に取り組む方へ支援を行います。	商工会議所と連携し、創業や経営に関する相談会を実施する。	・創業経営相談会 23回開催、相談件数47件 ・経営指導員による事業計画の作成指導 相談件数：18人（うち女性9人） 創業者数：8人（うち女性4人）	【効果・成果】 ・定例的な相談会のほかに、臨時に相談会を開催し、多様な経営相談に対応した。 ・経営指導員や中小企業診断士等専門家による相談対応を行うことで、経営の安定化につながった。 【課題】 早期の相談に繋げるため、相談窓口や相談会について、より周知を図っていく必要がある。	B	商工会議所と連携し、創業や経営に関する相談会を実施する。	継続	商業観光課
23			・国補助である雇用就農資金に上乗せする市独自の補助（女性加算あり）により、女性の農業就労環境整備につながる取り組みを支援する。 ・農業関連団体及び協議会の女性役員登用につながる取り組みを行う。 ・六次産業化支援事業補助金を市単事業で用意し、六次産業化への取組支援を行う。	・国の雇用就農資金に上乗せする市独自の補助対象者10人（うち女性5人分）を法人に交付した。 ・附属機関である食の地産地消推進会議委員の次期委員の推薦に当たり、推薦団体等に女性の登用を働きかけた。 ・六次産業化支援事業補助金の周知を図り、6件の相談を受けた。	【効果・成果】 市独自の上乗せ補助により、女性就農の促進が図られた。 【課題】 農業分野に女性から興味を持ってもらえるよう周知方法を検討する必要がある。	B	・国補助である雇用就農資金に上乗せする市独自の補助（女性加算あり）により、女性の農業就労環境整備につながる取り組みを支援する。 ・六次産業化支援事業補助金を市単事業で用意し、六次産業化への取組支援を行う。 ・女性就農者から、「なぜ就農したのか」を聞き取った上で、新規就農に関するチラシで女性が多く参入していることをPRする。	継続	農林水産課

基本目標Ⅱ　女性が活躍できる基盤づくり　≪柏崎市女性活躍推進計画≫

重点目標4　働く場での男女平等の推進

男女共同参画基本計画の内容			令和5(2023)年度事業計画	令和5(2023)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和6(2024)年度事業計画	実施区分	所管課
No.	施策の方向	主な事業・概要							
24	⑺ 雇用や就労環境における男女平等の推進	16 キャリア形成の支援 （事業概要） ・働く女性に対する、研修の開催や研修機会の提供を支援します。 ・市の管理・監督職に対して、キャリア形成のサポートに関する研修を実施します。	女性職員のキャリア形成支援に資する研修の実施または外部研修受講機会の提供を行う。	①子育て支援・女性活躍推進研修の実施 11月29日、30日実施。受講者74名 令和3（2021）年度に実施した女性アンケートの結果、働き続けるために周囲の理解や支援を望む声が多かったことから、働きやすい環境づくりの促進を目的として、育児や介護に関する理解を深める研修を実施した。 ②外部研修への職員派遣 9月１日実施。受講者3名 自治研修所「女性のためのキャリアサポート」研修に職員を派遣 ③子育て座談会の実施 11月20日実施。受講者20名 育児中の職員やこれから出産や育児を経験する職員に対して、先輩職員から体験談を踏まえたアドバイスや情報共有を行った。	【効果・成果】 ①令和4(2022)年度の対象者は課長代理・係長であったため、令和5(2023)年度は若手職員を対象に実施し、出産・育児、介護について知ってもらうことにより、双方向から理解を深め、組織全体として働きやすい職場環境づくりに繋がる取組になった。 ②これからの働き方やキャリアを長期的な視点で捉え、前向きに今後のキャリアを描くための研修に派遣することにより、今後のキャリアを考える機会を提供することができた。 ③育児中の職員やこれから出産や育児を経験する職員に対して、先輩職員から体験談を踏まえたアドバイスや情報共有を行い、今後のキャリアを考える上でのビジョンの形成やライフステージの変化等に対する不安軽減を図ることができた。 【課題】 子育て以外の視点からのキャリア形成支援に関する取組も必要であることから、子育て支援・女性活躍推進研修に介護に関する内容を盛り込んだ。今後も子育て以外の視点からの取組も必要であると考える。	B	女性職員のキャリア形成支援に資する研修の実施または外部研修受講機会の提供を行う。	継続	人事課
25			・働き続けたい女性が仕事と子育て・介護等の選択を迫られることなく働き続けることができるよう、家庭内の役割分担の現状を確認し、意識改革を図るためのセミナーを開催する。 ・市民や事業所に対し「家事シェアリーフレット」等のPR刊行物の配布を通じ、各家庭における性別による固定的な役割分担意識の解消を積極的に推進する。	・事業所向けセミナーの開催 「ワーク・ライフ・バランスについて考えよう」 参加者：柏崎地区福祉施設協議会40人 「働きやすい職場づくりセミナー」 参加者：市内女性従業員13人 「パパの育休応援セミナー」 受講者：市内事業所管理部門担当者20人 ・家事シェアリーフレットの配布による啓発の取組として、かしわざき男女共同参画推進市民会議主催事業や事業所訪問での従業員への配布など、周知に努めた。	【効果・成果】 家事や育児の内容を可視化することで、家庭内の役割分担が女性に偏っている現状認識につながった。 【課題】 女性のキャリア形成には、女性自身だけでなく男性を含む周囲の意識改革も必要である。	B	・働き続けたい女性が仕事と子育て・介護等の選択を迫られることなく働き続けることができるよう、家庭内の役割分担の現状を確認し、意識改革を図るためのセミナーを開催する。 ・市民や事業所に対し「家事シェアリーフレット」等のPR刊行物の配布を通じ、各家庭における性別による固定的な役割分担意識の解消を積極的に推進する。	継続	商業観光課 人権啓発・男女共同参画室
26	⑻ 職場におけるハラスメント防止に向けた取組の推進	17 ハラスメント防止研修の実施 （事業概要） ・ハラスメントに対する理解を深め、予防に重点を置いた研修を実施します。	管理監督職を対象にハラスメント防止に関する研修を実施する。	・管理監督職を対象にハラスメントに関する研修を実施 7月12日、13日実施　受講者51名 職場におけるパワーハラスメントの内容や対応例、職員の心構えなどについて研修を実施した。 ※令和3（2021）年度、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントについて研修を実施 ※令和4（2022）年度、カスタマーハラスメントについて研修を実施	【効果・成果】 時代に即したハラスメントについて、改めて認識を深めることができた。 【課題】 管理監督職として、時代に即したハラスメントの意識及び高い倫理観を持ち続けるためには、継続的な研修の実施が必要である。	B	管理監督職を対象にハラスメント防止に関する研修を実施する。	継続	人事課
27		18 ハラスメント防止に向けた学習機会の提供 （事業概要） ・市民及び事業所を対象に情報提供等を行い、ハラスメントの防止を図ります。	ハラスメント防止に関する啓発用資料などによる情報提供を行う。	・ハラスメント研修の開催 シルバー人材センター会員　受講者：20名 ・市のホームページにハラスメント対策に資する国のポータルサイト「あかるい職場応援団」を掲載し、情報提供を行った。 ・ハラスメントを初めとした各種相談窓口のリーフレットを作成し、市内の公共施設に設置した。	【効果・成果】 ハラスメントに関する基本的事項について正しい情報を提供することができた。 【課題】 ハラスメントも時代とともに変化しており、状況に応じた情報の更新が求められる。	B	・ハラスメント防止に関する啓発用資料などによる情報提供を行う。 ・ハラスメントに関する正しい知識を身に付けるため、市民や事業所向けの講演会を開催する。	継続	商業観光課 人権啓発・男女共同参画室
28	⑼ 就職・再就職の支援	19 自立した生活を送るための就職支援 （事業概要） ・ワークサポート柏崎において、若者等を対象とした就労支援を実施します。 ・職業訓練の周知に努め、就職支援を促進します。	・就職支援のための相談、紹介活動や未就職者向けの職業意識を高めるための支援と情報提供を行う。 ・概ね35歳までの未就職者向けに職業意識を高めるためのセミナーを開催する。加えて、コミュニケーションに課題がある若者向けのセミナーを実施する。 ・職業訓練の周知及び就職支援を推進する。 ・再就職に関して必要な知識や情報を提供する。	・ワークサポート柏崎の若者職業相談コーナーで就労支援のための相談等を実施した。 相談件数：1,011件 応募件数：40件（うち男性：15件、女性：25件） 就職件数：28件（うち男性：12件、女性：16件） ・おおむね35歳までの未就職者向け若者就職支援セミナーを22回実施し、計57人の参加があった。	【効果・成果】 ・相談者の特性に合った仕事に就けるように支援を行った。 ・就職支援セミナーを実施することで、自己理解を深めたり、コミュニケーション能力の向上につながった。 【課題】 相談後、すぐに就職まで至らない相談者もいるため、継続的な相談やセミナーを通じて長期的に支援を行う必要がある。	B	・未就職者の就労意識を高めるための支援と情報提供を行う。 ・おおむね35歳までの未就職者向けに就労意識を高めるためのセミナーを開催するほか、コミュニケーション能力に不安がある若者向けのセミナーを実施する。 ・職業訓練の周知及び就職支援を推進する。 ・再就職に関して必要な知識や情報を提供する。	継続	商業観光課

基本目標Ⅱ　女性が活躍できる基盤づくり≪柏崎市女性活躍推進計画≫
重点目標５　男性中心型の働き方の見直しと仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

	項目　（根拠等）	R1(2019)年度実績値	R4(2022)年度実績値	R5(2023)年度実績値	R7(2025)年度目標値
指標	ハッピー・パートナー企業への登録累計数（新潟県集計）	50社	57社	64社	80社
	「ワーク・ライフ・バランス」について内容を知っている人の割合（市民意識調査）	18.2% R1(2019)年度	18.2% R1(2019)年度	18.2% R1(2019)年度	30.0%
	男性の育児休業取得割合（事業所調査）	7.9% R1(2019)年度	7.9% R1(2019)年度	7.9% R1(2019)年度	13.0%

男女共同参画プラン庁内推進会議による評価：Ｂ

・男性の育児休業取得促進事業奨励金の交付対象を事業主だけでなく男性労働者にも拡大したことで、経済的支援につながり、取得促進が図られたことを評価する。

・ハッピー・パートナー企業の登録数が増加し、人材確保及び定着の観点からもワーク・ライフ・バランスの重要性について企業の理解が少しずつ進んできていると思われる。今後は、女性活躍推進アドバイザーによる個別の支援により、更なる環境整備につながることを期待する。

・子育て支援事業の充実に向けた取組として、育児支援ヘルパー事業による支援体制が構築されている。今後は、申請のみで利用に結び付いていない世帯の状況を確認し、支援につながるような取組が求められる。また、保育サービスや放課後児童対策の充実は、保護者の就労支援に寄与しており、ワーク・ライフ・バランスの観点からも重要な取組になっていると評価する。

・高齢者や介護者を支える体制づくりにおいては、介護者の問題を地域の関係者も含めて検討したことで、具体的な地域の見守りや介護支援体制の構築につながったと考える。高齢者世帯は、今後ますます増加する見通しであり、引き続き支援体制の充実及び相談機能強化への対応が求められる。

基本目標Ⅱ　女性が活躍できる基盤づくり　≪柏崎市女性活躍推進計画≫

重点目標５　男性中心型の働き方の見直しと仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女共同参画基本計画の内容			令和5(2023)年度事業計画	令和5(2023)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和6(2024)年度事業計画	実施区分	所管課
No.	施策の方向	主な事業・概要							
29	(10) 男性の育児・介護休業の取得の促進	20 職場における仕事と家庭の両立支援に取り組む事業所の支援 （事業概要） ・国の両立支援助成金を利用し、積極的に両立支援に取り組む事業所への上乗せ支援を実施します。	男性の育児参画を促進し、仕事と育児の両立を支援するため、新たな制度である男性の育児休業取得促進事業奨励金について、チラシ・ホームページ等で周知する。国・県の助成金についても併せて周知する。	・男性の育児休業取得促進事業奨励金について、企業訪問や企業対象の説明会で周知するとともに、チラシやホームページ等で周知を図った。あわせて、新潟県の男性の育児休業取得促進助成金についても周知した。 ・男性の育児休業取得促進事業奨励金の交付件数 事業主：3件、男性労働者：19件	【効果・成果】 事業主に加えて新たに男性労働者を奨励金の交付対象としたことにより、男性の育児休業の取得促進が図られた。 【課題】 企業等がワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組むこととなるよう、各企業の実情に応じて、両立支援制度に関する情報提供や支援等を行う必要がある。	B	・男性の育児参画を促進し、仕事と育児の両立を支援するため、男性の育児休業取得促進事業奨励金について、チラシ・ホームページ等で周知する。国・県の助成金についても併せて周知する。 ・女性活躍推進アドバイザーを企業等に派遣し、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組を支援する。	拡充	商業観光課
30		21 市職員への休暇及び休業制度の周知・啓発 （事業概要） ・育児・介護に関する休暇及び休業制度を周知します。 ・男性の取得促進のため、男性職員及び周囲の職員に対する研修等を実施します。	・休暇取得意向確認モデルケースの運用状況を注視し、改善点があれば対応する。 ・育児・介護に関する休暇等の制度について、まとめた資料を配偶者が妊娠した男性職員とその上司に送る。 ・男性職員からの育児休業等の取得に関する相談に、引き続き対応する。	・11月29日、30日、子育て支援・女性活躍推進研修の実施 受講者74名（入庁2～5年目の主事級職員） 出産・育児に関する休暇制度や収入面でのサポートについて講義した。 ・育児・介護に関する休暇等の制度についてまとめた資料を、配偶者が出産した男性職員とその上司へ送付した。 ・男性職員からの育児休業等の取得に関する相談に対応した。 ・令和5（2023）年度から運用している、育児関連休暇取得意向確認のモデルケース（以下、モデルケース）における対象者へのアンケートを実施し、改善点を検討した。	【効果・成果】 ・研修を実施することで、若手職員に対して男性育休取得の重要性や出産・育児に関する休暇について理解を深めることができた。 ・休暇・給与等に関する資料を送付したり、相談に対応することにより、育児休暇の取得を促進することができた。 ・モデルケースのアンケート結果により、モデルケースを知らなかったため利用しないケースがあることが分かった。 【課題】 ・引き続き、対象者に資料を送付するとともに、気軽に相談できるように相談窓口について、より周知を図っていく必要がある。 ・男性の育児休業取得時の職場内のフォロー体制を構築していく必要がある。 ・モデルケースを周知していく必要がある。	B	・引続き、休暇取得意向確認モデルケースの運用状況を注視し、改善点があれば対応する。併せてモデルケースの一層の周知を図っていく。 ・育児・介護に関する休暇等の制度について、まとめた資料を配偶者が妊娠した男性職員とその上司に送る。 ・男性職員からの育児休業等の取得に関する相談に、引き続き対応する。	継続	人事課
31		22 市民への制度周知・啓発 （事業概要） ・育児・介護休業制度の普及に努めます。 ・育児・介護休業の取得促進を図ります。	・男性の育休取得者のインタビュー記事をホームページ等に掲載し、育休制度の周知に努める。 ・仕事と育児・介護を両立するための制度等について、ホームページ等で周知する。	・市ホームページ「すくすくネット」を活用し、男性の育児休業体験談「「パパが育休を取りました！パパと職場の同僚にインタビュー」を掲載した。 アクセス数：454件（R6(2024)年3月末時点） ・育児関連情報をまとめた子育てガイドブックを作成し、市のホームページにも掲載した。	【効果・成果】 ・育休取得者の声は、取得をためらう人への後押しとして効果的な取組と考える。 ・子育てガイドブックは、電子書籍版も作成したことにより、情報が手に入りやすくなった。 【課題】 身近な声として届けるられるよう、育休取得体験談を増やし、継続的に周知していく必要がある。	B	・男性の育休取得者のインタビュー記事をホームページ等に掲載し、育休制度の周知及び取得促進につなげる。 ・仕事と育児・介護を両立するための制度等について、ホームページ等で周知する。	継続	人権啓発・男女共同参画室 子育て支援課

基本目標Ⅱ　女性が活躍できる基盤づくり　≪柏崎市女性活躍推進計画≫

重点目標5　男性中心型の働き方の見直しと仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女共同参画基本計画の内容			令和5(2023)年度事業計画	令和5(2023)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和6(2024)年度事業計画	実施区分	所管課
No.	施策の方向	主な事業・概要							
32	(10) 男性の育児・介護休業の取得の促進	23 ハッピー・パートナー企業の普及啓発 （事業概要） ・ハッピー・パートナー企業の登録拡大と普及啓発に努めます。	ハッピー・パートナー企業の登録拡大に向け、人権啓発・男女共同参画室と連携して普及活動を実施する。	・女性活躍推進事業助成金に係るホームページにハッピー・パートナー企業の登録について掲載し、周知を図った。 ・人権啓発・男女共同参画室と連携して企業を訪問し、ハッピー・パートナー企業の登録について働きかけを行った。新規登録事業所数：7社	【効果・成果】 女性活躍推進事業助成金の交付対象要件にハッピー・パートナー企業への登録を設定していることにより、登録拡大につなげることができた。 【課題】 登録企業に付与している市独自のメリット等を示しながら働き掛けを行うとともに、登録に関する支援を行う必要がある。	A	・ハッピー・パートナー企業の登録拡大に向け、人権啓発・男女共同参画室と連携して普及活動を実施する。	継続	商業観光課
33			・県と連携し、ハッピーパートナー企業（男女共同参画推進企業）の普及啓発により登録拡大を図る。 ・かしわざき男女共同参画推進市民会議発行の広報紙「あいむ柏崎」や市のホームページにハッピーパートナー企業の取組を掲載し、PRに努める。	・市ホームページのトップページ「事業主向け」にハッピー・パートナー企業の周知を促すバナーを追加し、ハッピー・パートナー企業紹介専用ページとリンクさせた。専用ページでは本市独自のメリットを掲載し、制度の周知に努めた。 ・商業観光課と連携して企業を訪問し、ハッピー・パートナー企業の登録について働きかけを行った。 　登録事業所数：64社（うち新規登録7社） ・ハッピー・パートナー企業の取組をかしわざき男女共同参画推進市民会議発行の広報紙「あいむ柏崎」及び市のホームページに掲載し、PRを行った。 ・ハッピー・パートナー企業に勤務する男性従業員の育児休業取得者を取材し、男性の育児休業体験談「「パパが育休を取りました！パパと職場の同僚にインタビュー」を掲載した。	【効果・成果】 ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業が増えることにより、男女共に働きやすい職場の増加に結び付けることができた。 【課題】 ワーク・ライフ・バランスに取り組むことの重要性について理解を深めてもらうために、継続的な啓発活動が求められる。	A	・県や関係課と連携し、ハッピーパートナー企業（男女共同参画推進企業）の普及啓発による登録拡大を図る。 ・かしわざき男女共同参画推進市民会議発行の広報紙「あいむ柏崎」や市のホームページにハッピーパートナー企業の取組を掲載し、PRに努める。 ・企業の課題に対する個別専門的な支援方法としてアドバイザーを派遣し、ハッピー・パートナー企業の登録を含む働きやすい職場環境の整備を進める。	拡充	人権啓発・男女共同参画室
34	(11) 仕事と生活の両立ができる職場環境の構築	24 仕事と生活の調和の推進に向けた意識啓発と環境づくり （事業概要） ・広報、ホームページ等の活用やセミナーの開催による意識啓発を図ります。 ・働き方の見直しに向けて事業者へ普及啓発します。 ・仕事と家庭生活等を両立できる環境づくりに取り組む企業等を支援します。	男女が共に働きやすく、職業生活と家庭生活が両立できる職場環境の整備を支援するため、男性の育児休業取得促進事業奨励金及び女性活躍推進事業助成金について、チラシ・ホームページ等で周知する。	・男性の育児休業取得促進事業奨励金及び女性活躍推進事業助成金について、企業訪問や企業対象の説明会で周知するとともに、チラシやホームページ等で周知を図った。 ・男性の育児休業取得促進事業奨励金の交付件数 　事業主：3件、男性労働者：19件 ・女性活躍推進事業助成金 職業生活と家庭生活の両立を支援する取組（子の看護休暇及び育児短時間勤務に係る就業規則改正、ガイドブックの作成）への交付：1件	【効果・成果】 事業主及び男性労働者に対して奨励金を交付することにより、職業生活と家庭生活が両立できる職場環境整備の促進が図られた。 【課題】 各種制度等の情報提供や企業等の実情に応じた支援等行うことにより、職業生活と家庭生活が両立できる職場環境の整備を加速させる必要がある。	B	・男女が共に働きやすく、職業生活と家庭生活が両立できる職場環境の整備を支援するため、男性の育児休業取得促進事業奨励金及び女性活躍推進事業助成金について、チラシ・ホームページ等で周知する。 ・女性活躍推進アドバイザーを企業等に派遣し、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組を支援する。	拡充	商業観光課
35			・市ホームページ等を活用した啓発活動を実施する。 ・ワーク・ライフ・バランスセミナーを事業所向けに開催し、仕事と家庭の両立について啓発する。 ・ハッピーパートナー企業のワーク・ライフ・バランスの取組をかしわざき男女共同参画推進市民会議発行の広報紙「あいむ柏崎」に掲載し、事業者の意識を高める。	・ワーク・ライフ・バランス関連セミナーの開催 「ワーク・ライフ・バランスについて考えよう」 　参加者：柏崎地区福祉施設協議会40人 「働きやすい職場づくりセミナー」 　参加者：市内女性従業員13人 ・ハッピー・パートナー企業のワーク・ライフ・バランスの取組を、広報紙「あいむ柏崎」及び市のホームページに掲載した。 ・ワーク・ライフ・バランスの取組を進めたい企業に対して、専門家が対応できるよう、国の地域女性活躍推進交付金を活用したアドバイザー派遣事業制度を創設した。 ・市の発注する土木工事において試行している「週休２日取得モデル工事」について、更なる浸透のため「交代制」の追加導入を図った（※）。	【効果・成果】 ・セミナーの開催により、事業所にワーク・ライフ・バランスの重要性の意識付けにつなげることができた。 ・企業が活用できる制度を拡充することができた。 【課題】 啓発効果の高い取組を検討する必要がある。	A	・市ホームページ等を活用した啓発活動を実施する。 ・ワーク・ライフ・バランスセミナーを開催し、仕事と家庭の両立について啓発する。 ・ハッピーパートナー企業のワーク・ライフ・バランスの取組をかしわざき男女共同参画推進市民会議発行の広報紙「あいむ柏崎」に掲載し、事業者の意識を高める。 ・女性活躍推進アドバイザーを企業等に派遣し、ワーク・ライフ・バランスの推進等に向けた取組を支援する。 ・「週休２日取得モデル工事」を継続して実施する（※）。	拡充	人権啓発・男女共同参画室 ※契約検査課

基本目標Ⅱ　女性が活躍できる基盤づくり　≪柏崎市女性活躍推進計画≫

重点目標5　男性中心型の働き方の見直しと仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女共同参画基本計画の内容			令和5(2023)年度事業計画	令和5(2023)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和6(2024)年度事業計画	実施区分	所管課
No.	施策の方向	主な事業・概要							
36	(12) 家庭生活における男女共同参画の意識づくり	25 夫の家庭生活への参画拡大を図るための啓発 （事業概要） ・夫婦でバランスの取れた家事・育児分担ができるよう学習機会や情報を提供します。 ・ホームページ等で情報発信します。	・家事シェアリーフレットを活用した啓発活動を行う。 ・男性の育児休暇や家事参加について、ホームページ等で周知する。	・市民団体の実施する各種事業や事業所訪問等、様々な機会を活用し、家事シェアリーフレットの配布と説明を行った。 ・婚姻届受理時や、母子手帳交付時等の夫婦のイベントのタイミングを捉え、庁内で連携して家事シェアリーフレットを配布した。 ・市ホームページ「すくすくネット」を活用し、パパ育休インタビューの記事を掲載した。 ・市役所ロビーにおいて、「男のちょい家事マニュアル」や「家事シェアリーフレット」を掲示し、啓発を行った（男女共同参画週間に併せて実施）。 ・かしわざき子育てガイドブックに「考えよう！育児・家事分担」のページを設け、男性ができることを具体的に掲載した。	【効果・成果】 情報提供により、夫婦でバランスの取れた家事・育児分担ができるよう意識付けを行うことができた。 【課題】 家事シェアリーフレットの効果的な活用について検討する必要がある。	B	・家事シェアリーフレットを活用した啓発活動を行う。 ・男性の育児休暇や家事参加について、ホームページ等で周知する。	継続	人権啓発・男女共同参画室 子育て支援課
37	(13) 子育て・介護支援体制の整備・充実	26 子育て支援事業の充実 （事業概要） ・子育て世代包括支援センター機能として、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援体制を強化します。 ・ファミリー・サポート・センター、子育て短期支援、育児ヘルパー事業等の子育て支援事業を実施します。 ・相談体制や情報提供を充実します。	・育児支援ヘルパー：申請時にアセスメント（確認票）を実施することで、利用者のより具体的な状況やニーズを把握する。またヘルパー定例会を年1回開催し、利用状況等をヘルパーと共有する。 ・ファミリーサポート事業：AED講習会について、日本赤十字社新潟県支部の協力を得て集合研修を実施する。小児科医を講師とした研修会は、令和４（２０２２）年度に引き続き開催する。	・育児支援ヘルパー事業では、申請時にアセスメント（確認票）で利用者の状況やニーズに合わせ、サービス提供することができた。41世帯（新規16世帯、更新1世帯、継続24世帯）の登録があり、うち利用者は7世帯で、全利用回数は26回であった。サービス提供内容は家事支援23回、健診・受診の付き添い2回、入浴補助1回であった。 ・ファミリーサポートセンター研修会で、小児科医を講師とした研修（10/3提供会員：10人）と、AED研修（11/29提供会員：8人新規会員1人）を実施した。依頼会員は221人（男性13人、女性208人）、提供会員37人（男性3人、女性34人）、両方会員⑻人（男性1人、女性7人）。	【効果・成果】 ・育児支援ヘルパー：家事支援サービスを利用することで家事への負担が軽減し、余裕を持った育児ができるなど、保護者の支援につなげることができた。 ・ファミリーサポートセンター事業：放課後デイサービス事業から自宅への送迎や、こどもの預かりの利用が多く、事業の利用により、子育て負担の軽減につなげることができた。 【課題】 ・育児支援ヘルパー事業は、継続世帯の利用が6割近くであるため、新規の利用が増加するよう取り組む必要がある。 ・ファミリーサポートセンター新規会員は5名である。昨年より微増したが、送迎等の提供会員を確保する必要がある。	B	・育児支援ヘルパー：申請のみで利用しない方が多いため、未利用者の状況確認を行い、必要な方が利用につながるよう支援する。 ・ファミリーサポートセンター事業は、新たな研修内容に保健師、栄養士、保育士による子どもの健康と保育及び遊びについての講話を追加することで、会員のスキルアップを目指し、安心して利用してもらえる体制を整える。	継続	子育て支援課
38			・子育てサポーターの継続と育成、及び地域（コミセン）と協議して、活動をサポートする具体的な支援体制づくりを検討する。 ・子育て支援者研修会の参加者を増やすため、「サポーター通信」の充実を図り、呼びかけていく。 ・「田尻あそびの広場」を年11回開催する。	・田尻子育てサポーター育成活動を行い、延べ35人が参加した。 ・「サポーター通信」を年4回発行し、活動内容を周知するとともに、子育て支援者研修会への参加を呼び掛けた。 ・子育て支援者研修会を年2回開催したが、子育てサポーターの参加は無かったため、研修会の代替として、手作りおもちゃを紹介し、「田尻あそびの広場」で活用できるよう情報提供した。 ・「田尻あそびの広場」を年11回開催し、サポーター主導の時間を設けた。	【効果・成果】 「田尻あそびの広場」をサポーター主導の活動にすることにより、サポーターと子育て親子の関わりが増え、温かい雰囲気の中、居心地の良い場所を提供することができた。 【課題】 令和7(2025)年4月の新田尻保育園子育て支援室開室に伴い、田尻子育てサポーターによるあそびの広場の活動は終了する。サポーターのこれまでの活動を労いながら、締めくくりの1年を充実した活動にしていく必要がある。	B	・子育てサポーターの年度内の継続と育成を行う。 ・子育て支援者研修会の参加者を増やすため、「サポーター通信」の充実を図り、参加を呼び掛けていく。 ・「田尻あそびの広場」を年11回開催する。	継続	保育課
39		27 多様な保育サービスの充実 （事業概要） ・保護者のニーズに応じた早朝保育や延長・休日保育等を実施します。 ・病児保育を実施します。	・早朝及び延長保育を全26園で実施し、うち13園では保育標準時間の11時間を超えて開園する。 ・一時預かりを10園（公立6園、私立4園）で実施する。また、休日保育を柏崎保育園子育て支援室で引き続き実施する。 ・病児保育を国立病院機構新潟病院と柏崎総合医療センターに委託し実施する。	・早朝及び延長保育を全26園で実施した（延べ、4，309人）。うち、12園（公立3園、私立9園）では、保育標準時間の11時間を超えて開園した。 ・一時預かりは10園（公立6園、私立4園）で実施した（延べ1，654人）。また、休日保育は柏崎保育園で実施した（延べ207人）。 ・病児保育は国立病院機構新潟病院（延べ554人）及び柏崎総合医療センター（延べ229人）に委託し実施した。	【効果・成果】 多様な保育サービスを展開することにより、保護者のワーク・ライフ・バランスの推進に寄与することができた。 【課題】 多様な保育へのニーズに対応するため、継続的に当該事業を実施し、子育てしやすい環境の整備を進めていく必要がある。	B	・早朝及び延長保育を全26園で実施し、うち13園では保育標準時間の11時間を超えて開園する。 ・一時預かりを10園（公立6園、私立4園）で実施する。また、休日保育を柏崎保育園子育て支援室で引き続き実施する。 ・病児保育を国立病院機構新潟病院と柏崎総合医療センターに委託し実施する。	継続	保育課

基本目標Ⅱ　女性が活躍できる基盤づくり　≪柏崎市女性活躍推進計画≫

重点目標5　男性中心型の働き方の見直しと仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女共同参画基本計画の内容			令和5(2023)年度事業計画	令和5(2023)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和6(2024)年度事業計画	実施区分	所管課
No.	施策の方向	主な事業・概要							
40	(13) 子育て・介護支援体制の整備・充実	28 放課後児童対策の充実 （事業概要） ・児童の受入れ体制の強化を図ります。	夏季休業期間は、一時的に利用希望児童が増加するため、受入不可能とならないよう、引き続き関係機関と調整を図り、受入体制を整える。	・市内23か所の児童クラブについて、夏季休業中の1日開設を継続して行った。 ・定員超過となった児童クラブについては、代替え案として、同じ学校区の他の児童クラブや保護者の勤務先に近いクラブ等を案内し、対応した。	【効果・成果】 適切な遊びと生活の場を提供することにより、児童の健全育成を図ることに加え、保護者の就労や介護等の支援にも寄与することができた。 【課題】 ・長期休みなど一時的に定員超過となるクラブについて、受入体制を整える必要がある。	B	・放課後や長期休み期間など、保護者の就労等で留守家庭となる子どもの安全で安心できる生活の場を提供し、保護者等の就労の支援を図る。 ・一時的に利用希望児童が増加する夏季休業期間など、受託者と協議し、長期休みを考慮した適切な配置計画を立て、受入体制を整える。	継続	子育て支援課
41		29 高齢者や介護者を支える体制づくり （事業概要） ・地域包括支援センター等の相談機能の強化を図ります。	・地域ケア会議等や地域の集いの場において、生活支援コーディネーターや地域の代表者等と協働し、支援体制を継続的に検討する。また、各地域の特性を踏まえた啓発を積極的に行う。 ・高齢者だけでなく幅広い世代の地域住民に対して地域包括支援センター等の相談窓口の周知を行う。また、相談件数が少ない地域を中心に、チラシや包括通信を配布する。	・地域ケア会議（個別会議23回、圏域会議16回、推進会議2回）を実施し、地域関係者、生活支援コーディネーター、医療介護関係者等の参加を得て地域課題等を検討した。 ・住民及び地域関係者に対し、地域包括支援センター等の相談窓口の周知を291回、延べ3,957人に行った。当該年度の相談件数は、実4,198件、延べ4,814件と微減した。	【効果・成果】 家事が苦手な男性や就労しながら介護をしているなど、介護者の抱える問題を地域の関係者も含めて検討することで、具体的な地域の見守りや介護支援体制の構築につながった。 【課題】 ・世帯員の減少に伴い、家族だけでは介護を担うことが困難な世帯が増加している。特に、男性は、困りごとを抱え込む傾向がみられる。 ・早期相談につながるよう、高齢者だけでなく幅広い世代への周知、啓発の工夫が必要である。	B	・地域の集いの場や地域ケア会議等において、生活支援コーディネーターや地域の代表者等と協働し、支援体制を継続的に検討する。 ・高齢者だけでなく、就労している介護者等、幅広い世代の地域住民に対して地域包括支援センター等の相談窓口の周知を行う。	継続	介護高齢課

基本目標Ⅲ　男女の心とからだを守る環境づくり
重点目標6　配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護及び自立支援≪柏崎市DV防止基本計画≫

	項　　目	H26(2014)年度実績値	R1（2019）年度実績値	R7(2025)年度目標値	根拠等
指標	精神的DVを知っている人の割合 （怒鳴る、大切にしているものを壊す、無視、誰のおかげで食べられるのかなどと言う、生活費を渡さない、交友関係を監視する、社会活動をさせない、の7項目の平均値）	43.6%	53.1%	70.0%	市民意識調査
	DV相談窓口を知っている人の割合	59.3%	72.2%	85.0%	市民意識調査

【参考】女性福祉相談件数

相談全数	R4（2022）年度	R5（2023）年度
実人数	113	111
延べ件数	520	512

うち、DV相談件数

DV相談	R4（2022）年度	R5（2023）年度
実人数	33	36
延べ件数	248	145

男女共同参画プラン庁内推進会議による評価 ： B

・DVに関する意識啓発と理解の促進につなげる取組では、社会に出る前の段階である高校生を対象としたデートDV予防啓発講座を継続的に実施している。加えて、中学生にも拡大し実施できたことは、より低年齢層への啓発としての予防効果が期待できる。

・安心して相談できる体制整備のために配置している女性相談支援員の存在が大きな役割を担っている。複数の問題を抱える相談事例に対して支援も複雑化していることから、相談員のさらなる資質向上や、関係機関との連携強化に向けた取組が必要である。併せて、DV相談窓口を知らないために相談できなかったということがないよう継続した周知が重要であり、様々な方法を用いながら、広く情報が届くよう努めなければならない。

・安全な保護体制の整備や自立支援としては、DV被害者支援連絡会を活用した関係機関との連携強化や、相談者のニーズを把握しながら寄り添った支援を行っており、安心で安定した自立につながっていると考える。

基本目標Ⅲ　男女の心とからだを守る環境づくり

重点目標6　配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護及び自立支援　≪柏崎市DV防止基本計画≫

男女共同参画基本計画の内容			令和5(2023)年度事業計画	令和5(2023)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和6(2024)年度事業計画	実施区分	所管課
No.	施策の方向	主な事業・概要							
42	(14) DVを許さない社会づくりの推進	30 DVに関する意識啓発と理解の促進 （事業概要） ・広報紙やホームページ等を活用してDVに関する理解と予防に関する情報を周知します。 ・DV相談窓口を周知します。 ・DVの予防啓発に関する講演会等を実施します。 ・若年層向けのデートDV予防啓発講座を実施します。	相談窓口を広報紙やホームページやインターネットを活用し、広く情報が届くような啓発方法を検討する。	・相談窓口を広報紙やホームページに掲載した。 ・市役所本庁舎1階女子トイレに相談窓口のリーフレット等を新たに設置した。	【効果・成果】 関係機関からDV被害者の相談がつながるケースがあることから、相談窓口の周知が当事者だけでなく関係機関にも浸透してきていると捉えている。 ・トイレに設置したリーフレットの配布状況から、相談窓口の周知につながっていることが分かった。 【課題】 DVを受けている当事者が相談につながるよう相談窓口の周知啓発や相談しやすい体制の検討が必要である。	B	DVに関する理解や、相談窓口の認知度が上がり、DV被害者が相談につながるよう、啓発方法を検討する。	継続	子育て支援課 人権啓発・男女共同参画室
43			・市内の全高校を対象にデートDV講座を実施する。 ・中学生向けのデートDV講座について、内容を関係機関と協議し、拡大に結び付ける。 ・関係課と連携し、DV防止に向けた講演会等を開催する。	・デートDV予防啓発講座を高校4校、中学校1校で実施した。 産業大学附属高校1年生　114人 柏崎翔洋中等教育学校5年生　57人 柏崎総合高校3年生　101人 柏崎高校1年生　179人 第三中学校2年生　66人 ・DV防止・被害者支援講演会を開催した。 「DVが子どもに与える影響～気付きと支援方法を考える～」参加者：市内小中学校養護教諭ほか35人	【効果・成果】 昨年度に引続き、中学生を対象に実施することができ、より低年齢層に対してDVに関する理解向上と予防啓発を図ることができた。 【課題】 中学生向けのデートDV講座は、成長段階に適した内容となるよう、学校と講師との十分な意思疎通が必要である。	B	・市内の全中学・高校にデートDV予防啓発講座を案内し、より多くの学校で実施する。 ・DV相談窓口担当課と連携し、DV防止に向けた講演会等を開催する。	継続	人権啓発・男女共同参画室
44	(15) 安心して相談できる体制の整備	31 相談体制の充実 （事業概要） ・被害者からの相談に対応するために女性相談支援員を配置します。 ・女性相談支援員の資質向上を図ります。	複数の問題を抱える世帯の相談支援ができるよう事例検討会や研修会を実施し、スキルアップを図る。	・要保護児童対策地域協議会の会議や、係内のケース管理会議に女性相談支援員が参加した。 ・係内で毎月事例検討会を実施し、事例のアセスメント力の習得と明確な支援計画の作成に向けたスキルの向上を図った。	【効果・成果】 子どもがいる世帯でのDVや離婚問題、一人親世帯等の支援に、保健師や家庭児童相談員と連携して取り組むことで、タイムリーな支援につながった。 【課題】 複数の問題を抱える相談事例が多くなっており、専門的な相談支援が求められている。引き続き、資質向上や連携強化に向けた取組を継続していく必要がある。	B	複数の問題を抱える世帯への相談支援を充実させるため、関係機関との役割を確認して支援が行えるよう連携体制を強化する。	継続	子育て支援課
45		32 関係機関との連携 （事業概要） ・個々の相談に対応した関係部署、女性福祉相談所や他市町村との連携を強化します。	DV被害者支援連絡会を継続して実施し、DV対応の課題を整理し、関係機関の役割が十分に発揮できるよう連携体制を整備する。	DV被害者支援連絡会を実施し、実際の事例を交えてDV相談の現状を伝え、関係機関のDV対応における役割について確認した。	【効果・成果】 DV対応の課題や役割分担について関係機関間で確認することができた。 【課題】 複数の問題を抱える世帯の相談対応には、一つの機関だけでの支援では完結せず、よりタイムリーな情報共有と連携が求められている。	B	DV被害者支援連絡会を継続して実施し、DV対応の課題を整理し、関係機関の役割が十分に発揮できるよう連携体制を整備する。	継続	子育て支援課

基本目標Ⅲ　男女の心とからだを守る環境づくり

重点目標6　配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護及び自立支援　≪柏崎市DV防止基本計画≫

男女共同参画基本計画の内容			令和5(2023)年度事業計画	令和5(2023)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和6(2024)年度事業計画	実施区分	所管課
No.	施策の方向	主な事業・概要							
46	(16) 安全な保護体制の整備と自立支援の充実	33 保護体制の充実と安全確保 （事業概要） ・緊急保護や避難を要する場合に、被害者の安全を確保し、同行支援を行います。 ・外国人、高齢者、障がい者への配慮と関係部署との連携を強化します。 ・相談従事者への不当な危害を防ぐための安全対策を講じます。	DV被害者支援の課題を共有し、支援体制の確認を行う。	令和5(2023)年度は緊急保護・避難の支援を必要とする事例はなかったが、DV被害者支援連絡会を活用し、関係機関のDV対応における役割について確認した。	【効果・成果】 いつでも緊急対応の体制が取れるよう、関係機関との日頃の連携を継続した。 【課題】 緊急保護や避難を要する事例に迅速に対応するには、連携体制の維持・向上が求められる。	B	DV被害者支援の課題を共有し、支援体制の確認を行う。	継続	子育て支援課
47		34 被害者等の心身の健康回復 （事業概要） ・精神疾患や児童の心理的虐待等への対応について医療機関及び児童相談所との連携を強化します。	被害者の心身の健康状態を確認し、必要時に保健師等が関わり医療支援につなげる。	女性相談支援員と情報共有し、子育て支援課だけでなく健康推進課の保健師とも連携し、心身の健康回復に向けた医療支援を行った。	【効果・成果】 相談者の心身の状態を確認しながら、必要時に医療支援につなぐことができた。 【課題】 相談者の生活の自立のためには心身の健康が必要不可欠であり、医療機関と連携しながら継続的な支援が必要である。	B	被害者の心身の健康状態を継続的に確認し、必要時に保健師等が関わり医療支援につなげる。	継続	子育て支援課
48		35 生活安定のための支援 （事業概要） ・福祉制度の情報提供及び手続きへの助言を行います。 ・公営住宅の優先入居等を活用した住宅確保を支援します。 ・同伴児童の就学、保育園入園等の支援を行います。 ・就労のための補助制度の利用を促進します。	相談者の自立に向け、生活が安定できるよう、個々のニーズに合わせて支援を実施する。	相談者の状況に合わせ、福祉制度や経済支援、就労につながる資格取得への助成制度の情報提供を行い、自立に向けた支援を行った。	【効果・成果】 相談者のニーズを把握し、資格取得のための受講につなげる等、必要な支援を実施することができた。 【課題】 相談者のニーズに合わせた支援ができるよう制度の充実や、緊急時にも迅速に制度を活用し支援が行えるよう、継続的に研修を受講し、相談体制の維持・向上が必要である。	B	相談者の自立に向け、生活が安定するよう、個々のニーズに合わせた支援を実施する。	継続	子育て支援課
49		36 安心できる生活への支援 （事業概要） ・住民票の閲覧制限などを利用して個人情報を保護します。 ・保護命令制度等の司法手続きに関する支援や法律相談窓口等を周知します。	安心できる生活に向け、支援制度を活用しながら関係機関と連携して支援を実施する。	相談者が安心して生活できるよう、住民票の閲覧制限や、保護命令制度等の司法手続に関する申請支援を行った。	【効果・成果】 相談者が精神的に余裕がない中、書類作成を支援することで、安全な生活環境を整えるとともに精神面の安定につなげることができた。 【課題】 制度の活用や支援が適切に行えるよう、継続的な研修受講や支援体制の維持・向上が必要である。	B	開催している講座等を活用し、ジェンダー平等の視点を含んだメディア・リテラシーを養うための情報提供の機会を創出する。	継続	子育て支援課

基本目標Ⅲ　男女の心とからだを守る環境づくり
重点目標7　男女の性の尊重と健康支援

	項目	R1(2019)年度実績値	R4(2022)年度実績値	R5(2023)年度実績値	R7(2025)年度目標値
指標	子宮頸がん検診受診率の割合	24.5%	25.1%	25.2%	29.0%
	乳がん検診受診率の割合	29.5%	31.4%	31.6%	32.0%

根拠等：市第二次健康増進計画

男女共同参画プラン庁内推進会議による評価：B

・生涯を通じた男女の性への理解の推進としては、小・中学校における成長段階に応じた性教育や、高校生に対して男女の性に関する知識を啓発する取組を実施するなど、正しい知識の提供が継続的に行われていると考える。

・不妊に悩む男女への支援として、助成の範囲を拡大することにより、治療に係る経済的支援に寄与している。

・ライフステージに応じた健康づくりの支援として、妊娠期・出産期・乳幼児養育期において、健診等の場を利用して母子の心身の健康に関する正しい知識や情報の提供に努めている。また、パパママセミナーでは、父親が参加しやすい日程で実施することにより参加を促し、子育ては二人でするものという意識の高まりにつながったものと評価する。

・あらゆる世代を対象に自殺予防対策として実施しているゲートキーパー研修は、児童生徒に対しSOSの出し方教育を行うだけでなく、SOSを受け止める立場にある教職員に対してもその受け止め方の研修を実施しており、双方が正しい知識を身に付けることで予防につながる取組になっている。

・働き盛りの青壮年期においては、地域や職域と連携し、健康に関する教育や相談を実施している。こころと体の健康づくりの取組である事業所向けの「からだスッキリ講座」や「健康づくり宣言事業」への参加を促すことにより、積極的に健康づくりに取り組む事業所が増加している。

・高齢期においては、保健事業と介護予防の一体的な事業実施により、フレイル予防教育に取り組んでおり、近年重要視されているオーラルフレイルについて市内全域において啓発し、改善意識の向上につながった。介護予防事業への男性の参加が少ないことが課題となっている中、くらしのサポートセンターでは、男性が参加しやすいメニューを工夫して実施したことにより、男性参加者の増加につながっている。

基本目標Ⅲ　男女の心とからだを守る環境づくり

重点目標7　男女の性の尊重と健康支援

男女共同参画基本計画の内容			令和5(2023)年度事業計画	令和5(2023)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和6(2024)年度事業計画	実施区分	所管課
No.	施策の方向	主な事業・概要							
50	(17) 生涯を通じた男女の性への理解の推進	37 母子保健の充実 （事業概要） ・望まない妊娠をなくし、安心して産み育てるために男女の性に関する知識を啓発します。	令和5(2023)年度も柏崎地域振興局主催の思春期講演会に打合せから参加し、高校年代の現状を把握するとともに、男女の性に関する知識を啓発する。	柏崎地域振興局主催の思春期講演会(市内2高等学校、1中等教育学校、1特別支援学校の計4校)で、市が作成したパンフレット「あなたの未来のために、今、知ってほしいこと」を配布し、周知・啓発をした。	【効果・成果】 男女の性に関する知識を啓発することができた。各校との打合せから参加し、各校の生徒の現状を知ることができた。 【課題】 柏崎地域振興局が思春期講演会の事業見直しをしていく方針である。柏崎地域振興局と連携しながら効果的な周知・啓発の方法を検討していく必要がある。	B	柏崎地域振興局主催の思春期講演会に打合せから参加し、高校年代の現状を把握するとともに、男女の性に関する知識を啓発する。	継続	子育て支援課
51		38 思春期の男女への正しい性に関する知識の提供 （事業概要） ・男女の性についての理解を促進します。 ・エイズ、薬物、喫煙等から健康を守る教育を実施します。	・成長段階に応じた性教育を実施する。 ・性感染症、薬物、喫煙等から健康を守る教育を実施する。	・市内全11中学校で外部講師派遣事業として助産師を講師に迎え、思春期のこころとからだの変化や、性の多様性、性に関する相談機関などについて学ぶ講座を実施した。 ・全小・中学校の体育・保健の授業や学級活動等で、成長段階に応じて生命誕生をテーマに命の大切さや、自分自身の体を大切にする教育を行った。 ・外部講師による「薬物乱用防止教室」を小学校13校、中学校8校で実施した。	【効果・成果】 成長段階に応じた性教育を行い、積み重ねることで正しい知識取得につながった。 【課題】 今後も、男女の性の理解や尊重とともに、個を尊重する気持ちを育んでいく必要がある。	B	・成長段階に応じた性教育を実施する。 ・性感染症、薬物、喫煙等から健康を守る教育を実施する。	継続	学校教育課
52		39 不妊に悩む男女への支援 （事業概要） ・不妊に関する相談体制を充実します。 ・特定不妊治療費及び不育治療費の助成制度の利用を促進します。	不妊治療の助成の範囲を、保険適用されている範囲すべてに拡大する。	不妊治療の助成範囲を、保険適用されている範囲すべてに拡大した。 ・不妊治療助成事業 実績：申請件数　実42件、延べ66件 ・不育治療助成事業 実績：申請件数　実1件　延べ1件	【効果・成果】 子どもを望む夫婦の経済的支援に寄与することができた。 【課題】 今後も対象者が本助成制度を利用できるよう、周知を継続する必要がある。	B	関係医療機関への資料送付やホームページ掲載等により広く周知をしながら、不妊治療の助成を継続していく。	継続	子育て支援課
53	(18) ライフステージに応じた健康づくりの支援	40 母子健診等の充実 （事業概要） ・妊婦健診、乳幼児健診の受診勧奨と保健師・助産師等による保健指導を充実します。	・1歳6か月児、3歳児健診に心理士の配置を継続し、早期相談体制を維持する。 ・乳幼児健診フォローアップについて、進捗管理表を作成し、進捗管理会議を実施する（年3回）。	・令和5(2023)年度も1歳6か月児、3歳児健診に心理士の配置を継続した。心理士には健診会場での行動観察を実施してもらい、最後のカンファレンスの場で今後のフォロー体制について助言をもらった。 ・乳幼児健診で「要観察」となった追求児のデータを集約した管理表を作成し、追求児の進捗管理会議を年3回実施した。	【効果・成果】 ・心理士が配置されたことで、複数の職種の目で子どもの様子を観察できるようになった。 ・追求児のフォローを、タイミングを逃すことなくタイムリーに実施できた。 【課題】 就労している保護者が多いため、健診当日に栄養指導が受けられるように、栄養士の従事を検討する必要がある。	B	・1歳6か月児健診と3歳児健診に心理士の配置を継続し、早期相談体制を維持する。 ・乳幼児健診フォローアップのための進捗管理会議を継続する。 ・1歳6か月児健診と3歳児健診で、栄養士による栄養指導の導入に向け体制を整備する。	継続	子育て支援課
54		41 妊娠中における父母への学習機会の提供 （事業概要） ・母子保健事業等を通じての栄養指導等の心身の健康に関する正しい知識・情報を提供します。	・出産前のパパママセミナーの1回目を年6回、2回目を年12回（隔月で土曜日実施）予約制で実施する。 ・事業の実施方法などを検討していく。	・出産前のパパママセミナー1回目（妊婦対象、個別相談）6回開催、妊婦37人参加 ・出産前のパパママセミナー2回目（妊婦と夫対象、沐浴実習等）12回開催、妊婦94人、夫等88人参加	【効果・成果】 夫等と参加する2回目を隔月土曜日に実施することで、夫等にも出産前から子育てについて知ってもらう機会となった。 【課題】 アンケート結果から、参加者のニーズに合った内容を検討していく必要がある。	B	出産前のパパママセミナーの1回目を年6回、2回目を年12回（隔月で土曜日実施）予約制で実施する。	継続	子育て支援課

基本目標Ⅲ　男女の心とからだを守る環境づくり

重点目標7　男女の性の尊重と健康支援

男女共同参画基本計画の内容			令和5(2023)年度事業計画	令和5(2023)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和6(2024)年度事業計画	実施区分	所管課
No.	施策の方向	主な事業・概要							
55	(18) ライフステージに応じた健康づくりの支援	42 がん検診等の充実 （事業概要） ・がん検診の実施と普及啓発を行います。 ・女性が安心して検診を受けられる環境づくりに努めます。	・胃がん検診で、男女別・女性限定日を設ける。 ・子宮頸がん検診、乳がん検診を実施する（奇数年齢でも前年受診していなければ対象として実施）。 ・骨粗しょう症検診を実施する。 ・国の無料クーポン事業により子宮頸がん21歳、乳がん41歳に無料クーポン券を送付し、受診勧奨を行う。	・胃がん検診では男女別、女性限定の日を13日間設け、計909名が受診した。 ・子宮頸がん検診2,302名、乳がん検診2,640名が受診した（受診率：子宮頸がん検診25.2%、乳がん検診31.6%）。 （うち、無料クーポン配布者は子宮頸がん検診317名、乳がん検診359名） ・骨粗しょう症検診：153人	【効果・成果】 ・子宮頸がん検診及び乳がん検診のクーポン事業について、周知することにより、受診の機会を広げることにつながった。 ・胃がん検診において、女性限定日を設けることで、安心して受診できる環境づくりにつながった。 【課題】 受診勧奨等で更なる受診率の向上を目指す必要がある。	B	・胃がん検診で、男女別・女性限定日を設ける。 ・子宮頸がん検診、乳がん検診を実施する（奇数年齢でも前年受診していなければ対象として実施）。 ・骨粗しょう症検診を実施する。 ・国の無料クーポン事業により子宮頸がん21歳、乳がん41歳に無料クーポン券を送付し、受診勧奨を行う。また、子宮頸がん検診の若い世代の受診率向上を図るため、土曜日に集団検診の機会を設け、新たに25歳、31歳、35歳、39歳のAYA世代を対象にワンコイン（500円）で集団検診を受診できるクーポン券を発行する。	拡充	健康推進課
56		43 こころと体の健康づくりの推進 （事業概要） ・健康増進事業（健康教育・健康相談）を充実します。 ・望ましい生活習慣に関する情報の普及啓発を推進します。 ・メンタルヘルス講座や自殺予防のためのゲートキーパー研修を実施します。	・地域や職域と連携し、健康教育や健康相談を実施する。 ・事業所向けの「からだスッキリ講座」や「健康づくり宣言事業」などの取組を進め、青壮年期の健康づくりを推進する。 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業において、地域のコツコツ貯筋体操の会場に出向き、引き続きフレイル予防等の啓発を行う。 ・職域や関係機関と連携し、広報やホームページを活用したこころの相談窓口の周知、こころの健康づくりに関する啓発を行う。 ・地域、学校、職域と連携し、世代や職種に合わせたこころの健康づくりに関する講座、ゲートキーパー研修を実施する。	・地域や職域で青壮年期を対象にした健康教育を156回実施し、3751人が参加した。健康相談は、142回実施し、4,664人が参加した。 ・事業所向けの「からだスッキリ講座」は、19事業所に25回実施し、542人が参加した。「健康づくり宣言事業」は、37事業所847人が参加し、職場の仲間とともに各自の目標達成に向けて健康づくりに取り組んだ。 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の取組で、地域のコツコツ貯筋体操155会場において、かむ力やフレイルチェックを行い、オーラルフレイル予防「おロの健康」について啓発した。出席者延べ1,630人 ・広報かしわざきでは、こころの不調に気づき、相談することの大切さ、ゲートキーパーの活動を周知した。 ・商工会議所会報への記事掲載、健診会場でのチラシ配布、企業訪問など、職域と連携してこころの健康づくりや相談窓口などの周知啓発を行った。 ・相談員によるこころの健康相談を実施し、延べ1,171人の相談に対応した。内訳は来所相談、訪問指導は実人員234人、延べ579人、電話・メール・手紙相談は延べ592人。 ・自殺予防のためのゲートキーパー研修を以下のように実施した。 ＜若年層対策＞ ・市教育員会、子どもの発達支援課と連携し、SOSの出し方教育を小学校10校（513人）、中学校3校（333人）に対して実施。SOSの受け止め方研修を小学校5校（67人）、特別支援学校1校（25人）、高等学校1校（19人）に対して実施。 ・高等学校2校（248人）、中等教育学校1校（47人）、大学1校（38人）に実施した。 ＜働き盛り世代対策＞ ・市職員を対象に3回（66人）、勤労者を対象としたワーク＆ライフセミナー1回（67人）、健康推進員及び町内会長を対象とした健康づくり地区懇談会（全市対象）24回（444人）に対して実施した。 ＜高齢者世代対策＞ ・介護従事者を対象に1回（51人）に対して実施。	【効果・成果】 ・青壮年期から生活習慣病予防に取り組む必要性を普及啓発することができた。 ・企業訪問や各組織の会合時に周知を行うなど、企業や事業所への働きかけを強化することで、「からだスッキリ講座」や「健康づくり宣言」の参加企業や参加者が増加した。 ・フレイル予防健康教育のアンケートでは「オーラルフレイルとは何かわかった」との回答が94%であり、市全域で啓発し改善意識を高めることができた。 ・職域と連携することで、働き盛り世代に向けて、こころの健康づくり、相談窓口の周知啓発をすることができた。 ・世代、職種に応じたこころの健康づくり、自殺予防に関する啓発をすることができた。 ・若年層を対象としたゲートキーパー研修では、児童生徒と教職員への研修をそれぞれ実施することにより、自殺予防や早期に気づける体制づくりにつながった。 【課題】 ・企業訪問や連携協定機関、広報、ホームページの活用、各種健康講座や研修を通じて、各世代、職種に合わせたこころと体の健康づくりや情報提供、啓発を行う必要がある。	B	・地域や職域と連携し、健康教育や健康相談を実施する。 ・連携協定を締結している関係機関と定期的に情報交換を行い、事業所向けの「からだスッキリ講座」や「健康づくり宣言事業」などの普及啓発を強化し、青壮年期の健康づくりを推進する。 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業において、引き続き地域のコツコツ貯筋体操の会場に出向き、運動の効果・フレイル予防等の啓発を行う。 ・職域や関係機関への働きかけを継続し、睡眠やストレスへの対処法などのこころの健康づくりの啓発や相談窓口の周知を行う。 ・関係課、関係機関、地域、学校、職域と連携し、対象に合わせたこころの健康づくりに関する講座、ゲートキーパー研修を実施する。	継続	健康推進課
57		44 地域活動における介護予防の推進 （事業概要） ・介護予防事業を実施します。 ・介護予防活動を推進する高齢者運動サポーター等の育成に努めます。	・住民に対して、地域活動の必要性や地域で活動することが介護予防につながることを伝えていく。 ・各種の介護予防事業を継続的に周知しながら実施する。 ・コツコツ貯筋体操センターを拠点に、介護予防につながる情報発信と共に活動を推進する。 ・介護予防の理解促進や活動を推進するため、高齢者運動サポーターの活動を支援する。 ・くらしのサポートセンターにおいて、介護予防や支え合いを推進するため、くらしのサポートセンター及びくらしのサポーター活動を支援する。	○介護予防の趣旨普及 ・健康教育：298回、3,328人 （うち健康推進課実施分：155回、1,708人） ・健康相談：94回、414人 ・介護予防ファイル、リーフレット及びポスター 　コミセン、医療機関、関係期間へ配布 ○介護予防教室 ・パワーリハビリ 　753回、実525人、延べ23,276人 ・西山いきいき教室 　48回、実19人、延べ531人 ○コツコツ貯筋体操（コツコツ貯筋体操センターを含む。） ・体操実施団体数：184団体 ・実2,773人（男性345人、女性2,428人）、延べ97,763人 （うち、コツコツ貯筋体操センターは、実253人（男性36人、女性217人）、延べ11,072人） ○高齢者運動サポーター 　登録者276人（男性28人、女性248人） ○くらしのサポートセンター（デイホーム活動） ・実施地区数：23地区 ・実施日数：4,794日 ・実879人、延べ24,889人 ・援助員研修：1回、46人 ○くらしのサポーター講座 ・実施回数：3回・参加者数40人（男性12人、女性28人）	【効果・成果】 ・男女ともに介護予防の取組を継続することでより良い環境を提供することができた。 ・健康教育の回数・人数ともに増加し、介護予防の趣旨普及を促進できた。 ・くらしのサポートセンターでは、健康麻雀など男性が参加しやすいメニューを実施したことで、男性参加者の増加につながった。 【課題】 ・介護予防事業への男性の参加は、全体的に少なく、男性が参加しやすい工夫が引き続き求められる。 ・くらしのサポートセンターにおいては、今後も誰もが参加しやすいメニューや声掛け等の工夫が必要である。	B	・各種の介護予防事業をチラシの配布に加えて、地域ケア会議等でも継続的に周知しながら実施する。 ・コツコツ貯筋体操センターにおいて、定期的に介護予防につながる情報発信を行う。 ・保育園等におけるコツコツ貯筋体操の体験を通じて、祖父母や親世代に介護予防事業の周知を行う。 ・介護予防の理解促進や活動を推進するため、高齢者運動サポーターの養成、活動支援をする。 ・くらしのサポートセンターに対して、介護予防や支え合いの推進活動に協力する。	継続	介護高齢課

基本目標Ⅲ　男女の心とからだを守る環境づくり
重点目標８　困難を抱える人が安心して暮らせる環境整備

	項目	R4(2022)年度実績値	R5(2023)年度実績値	R5(2023)年度目標値	根拠等
指標	障がい者の就労を支援する福祉施設を退所して一般就労した人	８人	１０人	１３人	市第６期障害福祉計画

男女共同参画プラン庁内推進会議による評価 ： B

・障がいのある人の一般就労を進めるために、技能や職業マナーの習得などの訓練効果を高めるとともに、セミナー等の実施により、企業側の障がい者雇用に関する意識啓発に努めている。今後は、採用の検討を促すことなど、雇用に結び付く取組を更に進めていく必要がある。

・生活困窮者やひとり親家庭などへの自立支援策として実施している学習支援により、訪問型を利用した中学３年生全員が希望する高校に進学している。学習支援の利用は、支援機関からの紹介が増加していることから、これまで構築してきた関係機関との連携体制が機能している結果と評価する。

・高齢者支援としての認知症サポーター養成講座は、市民向けや学校教育機関での開催回数を増加したことにより、６９６人（昨年度実績４２６人）の認知症サポーターを養成することができたことは高く評価する。

基本目標Ⅲ　男女の心とからだを守る環境づくり

重点目標８　困難を抱える人が安心して暮らせる環境整備

男女共同参画基本計画の内容			令和5(2023)年度事業計画	令和5(2023)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和6(2024)年度事業計画	実施区分	所管課
No.	施策の方向	主な事業・概要							
58	(19) 生活上の困難を抱える人への自立支援	45 子どもを養育する家庭への相談及び支援体制の充実 （事業概要） ・養護面で支援が必要な家庭への支援を継続します。 ・地域の関係機関等と連携した育児相談・子育てを支える体制を充実します。	・子どもを養育する家庭で、養育面で心配な家庭についての情報共有を引き続き関係機関と行い、適切に相談機関とつながれるよう支援する。 ・養護面で支援が必要な家庭について関係機関と情報共有を行い、適切に相談機関につながるよう支援する。	母子健康手帳交付時や乳幼児健診、家庭児童相談対応において、経済的な課題を抱えている世帯に対し、相談や支援機関へのつなぎを行った。	【効果・成果】 当課の相談対応の中で経済的な問題を抱える世帯を把握した際には、相談機関の情報提供を行い、相談者のニーズを確認しながら相談談機関につなぐなどの支援体制を整えることができた。 【課題】 家庭の抱える課題が複数ある世帯が多くあり、養育者の負担を軽減し養育環境を整えるために、広く関係機関と連携していく必要がある。	B	・養護面で支援が必要な家庭について関係機関と情報共有を行い、適切に相談機関につながるよう支援する。	継続	子育て支援課
59		46 生活困窮者やひとり親家庭等への自立支援 （事業概要） ・国・県の補助事業を活用した支援を実施します。 ・支援制度の情報提供や相談支援を充実します。 ・関係機関と連携した早期の相談支援を実施します。	・自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業、住居確保給付金受付を柏崎市社会福祉協議会に継続して委託する。 ・生活保護世帯、ひとり親世帯（児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成）を対象に学習支援（訪問型、集合型）を実施する。また、学習支援協力員の確保に努める。	・自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業、住居確保給付金受付を柏崎市社会福祉協議会に委託し、実施した。 ・学習支援について、訪問型は13世帯17人が利用し、延べ559回の支援を行った。学校の長期休業期間中に実施する集合型では、年間で145人が利用した。 ・令和5年度の学習支援協力員登録者数は28人でそのうち新規登録者は2人であった。	【効果・成果】 訪問型を利用した中学3年生7人全員が高校に進学することができた。支援機関からの紹介で利用につながるケースが増えている。 また、集合型学習支援においては、学習の場だけでなく「子どもの居場所」としての機能の拡充に取組を広げることができた。 【課題】 ・家庭に複雑な事情を抱えている児童生徒も多く、他機関との連携が必要である。 ・学習支援協力員（高校受験に対応できる協力員を含む）の確保は継続した課題である。	A	・自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業、住居確保給付金受付を柏崎市社会福祉協議会に継続して委託する。 ・生活保護世帯、ひとり親世帯（児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成）を対象に学習支援（訪問型、集合型）を実施する。また、学習支援協力員の確保に努める。	継続	福祉課
60			対象家庭に確実に案内ができるようひとり親家庭への文書発送等を活用して情報提供を継続する。	・ひとり親家庭への文書発送の際に、自立支援教育訓練制度や高等職業訓練制度のチラシを同封し周知を図った。 ・元気館に教育訓練制度に関する資料を設置した。 ・ひとり親家庭支援の充実により、補助金受給要件が拡充していることもあり、年度末に資格取得に向けた補助金申請が2件あった。	【効果・成果】 職業訓練制度の活用により経済的な支援を受けることで、ひとり親家庭の自立につながる後押しになっている。 【課題】 広く制度を知ってもらえるよう周知方法の検討が必要である。	B	対象家庭に確実に案内ができるようひとり親家庭への文書発送等を活用して情報提供を継続する	継続	子育て支援課
61	(20) 障がいのある人や高齢期を生きる男女が安心して暮らすための支援	47 障がいのある人や高齢期を生きる男女が安心して暮らすための支援 （事業概要） ・相談支援体制の充実に努めます。 ・障がいのある人の社会参加を支える取組を実施します。 ・障がいのある人への理解を促進し、差別解消を推進します。 ・地域における認知症に対する正しい理解を促進し、見守り体制の構築に努めます。	・障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、適正なサービス利用計画に基づき支援する。 ・相談支援専門員の質を担保するために、知識やスキル向上など人材育成支援に係る助言や情報提供を行う。 ・「心のバリアフリー」をテーマに障がいのある人への理解促進のための講演会を開催する。	・柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会では、ハローワーク・商業観光課と協働して、障がい者活躍推進セミナーを開催し、障がい者雇用の現状や障がい者雇用に取り組む管内企業の事例報告などを実施した（企業20社、福祉事業所10事業所が参加）。 ・障がいのある人の自立した生活を支えるため、適切なサービス利用のマネジメント（計画相談支援）を、月平均で障がい者163人、障がい児42人に給付した。（R6.3末現在） また、障害者相談支援事業を市内5事業所に委託し、情報提供及び助言を2,507件実施した。（R6.3末現在） ・障害者理解促進講演会（主催：柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会）を開催し、障がいのある当事者及びその家族を始め、福祉関係職員や、市村職員など244名が参加した。	【効果・成果】 ・セミナー参加企業に対し、障がい者雇用に対する意識啓発を行うことができた。 ・障がいのある人が福祉サービスや相談支援を活用し、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう支援することができた。 ・講演会参加者に、合理的配慮等、障がい者理解を深めることができた。 【課題】 ・障がい者の就労を進めるためには、障がい者自身の訓練だけでなく、企業など社会側の理解を深めることが必要である。 ・利用者数の増加に加え、相談内容が多様化、複雑化している。 ・障害者理解促進のため、講演会などの普及啓発の方法や対象、規模などを検討し、継続して取り組む必要がある。	B	・障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、適正なサービス利用計画に基づき支援する。 ・障がいのある人が自らの意思で暮らし方を決定するための多様なニーズに対応できるよう、相談支援体制の連携強化、相談支援人材の育成等を始めとした総合的・専門的機能の底上げに取り組む。 ・障害者差別解消の理解促進に向けた取組を柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会で検討する。	継続	福祉課
62			引き続き幅広い年代に認知症の正しい知識、理解が深まるよう講座を開催する。また地域住民を対象とした講座開催を増やせるよう、地域包括支援センターの協力を得ながら、働きかけていく。	・認知症サポーター養成講座を年32回実施し、696名（男：女＝4：6）の認知症サポーターを養成した。対象は、地域住民、小学校、大学、企業、専門職などで、年齢は70歳代以上の受講者が多かった。 ・地域住民に対しては、キャラバン・メイトである地域包括支援センター職員が講師となり、地域の実情に合わせた内容で講座を実施した。	【効果・成果】 ・男女ともに参加しやすい講座を提供することができた。 ・今年度は、市民向けや学校教育機関向けの開催が増えたことにより、前年度より270人多く養成でき、幅広い世代の普及・啓発につながった。 【課題】 引き続き、幅広い対象に講座の開催ができるように、地域包括支援センター等と協力して、より活発に地域へ働きかけていくことが必要である。	A	・地域ケア推進会議の「認知症バリアフリー部会」と連動し、学校や企業、組織等、講座の対象の拡大を目指す。 ・あわせて、地域住民を対象とした講座開催を増やせるよう、引き続き地域包括支援センターの協力を得ながら、働きかけていく。	継続	介護高齢課